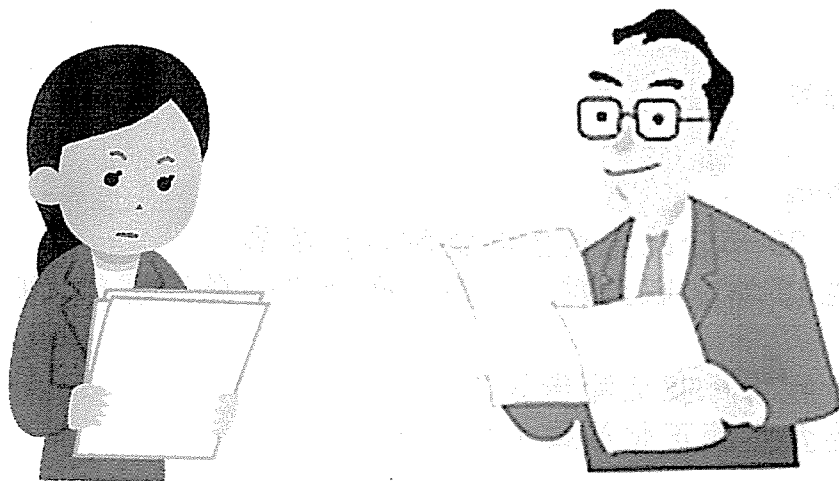


委員 限 り

資 料 C

平成 28 年度
政治資金監査実務に関する
フォローアップ研修資料
(実務向上研修)



政治資金適正化委員会

(目 次)

1	政治資金監査の質の向上について ～登録政治資金監査人に対する指導・助言の実施等について～	1
2	政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル） の改定について	11
3	政治資金監査に関するQ & Aの改定について	15
4	政治資金監査のポイント	21
	(1) 政治資金監査の具体的な方法等	22
	(2) 政治資金監査の実施のポイント	24
	(3) 政治資金監査報告書の作成のポイント	54
5	演習問題	69
6	参考資料	89
	(1) 平成26年分政治資金収支報告の概要	90
	(2) 平成26年分収支報告に係る政治資金監査報告書の 概要	91
	(3) 会計帳簿・収支報告書作成ソフト	94
	(4) 政治資金適正化委員会ホームページ	97

1 政治資金監査の質の向上について

～登録政治資金監査人に対する指導・助言の実施等について～

1 政治資金監査の質の向上について

～登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の実施等について～

(1) 経緯等

① 経緯

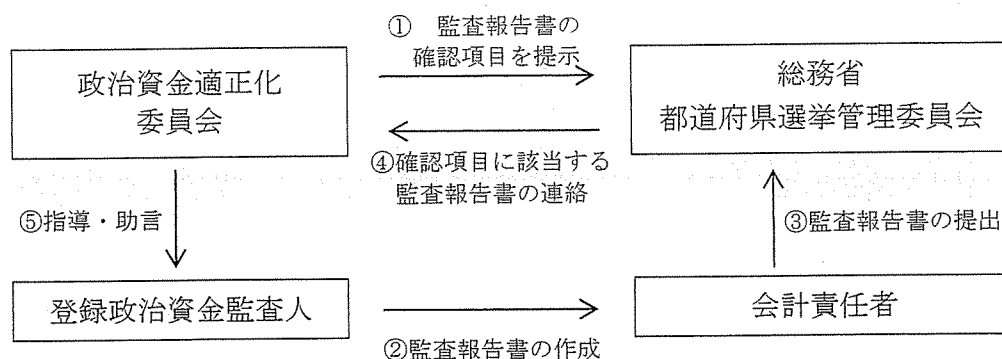
収支報告書や政治資金監査報告書に関して記載例からの逸脱事例等が散見される状況に対し、都道府県選挙管理委員会（以下「都道府県選管」という。）から「登録政治資金監査人を指導・育成し、不備のある収支報告書や政治資金監査報告書が提出されることがないようにしてほしい」等の要望を受けている。

これに対し、平成26年3月の「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ」において個別の登録政治資金監査人に対して指導・助言を行う枠組みを示し、平成26年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査から具体的な取組を開始することとした。

② 個別の指導・助言の取組の概要

個別の指導・助言の取組は、都道府県選管及び総務省（以下「都道府県選管等」という。）に対して、政治資金監査報告書の記載状況等について報告を求め、当該報告に基づいて、関係する登録政治資金監査人に対して直接当委員会から個別に指導・助言を行うものである。

【登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の取組（イメージ）】



【確認項目】

「政治資金監査報告書の基本的な構成に係るもの」と、「収支報告書（支出に係る分に限る。）上に金額の不整合があるもの」とで構成。

【報告を求める範囲】

都道府県選管等において平成26年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査報告書の記載状況等について確認し、

- ア 政治資金監査報告書の基本的な構成に係るものについては、都道府県選管等での形式審査の過程において記載例からの逸脱等の指摘がなされたにもかかわらず補正されなかったものに限って報告。
- イ 収支報告書（支出に係る分に限る。以下同じ。）上に金額の不整合（計算誤り、表間不突合等）があるものについては、最初の受付時点で該当するものを報告。
- ウ 確認項目以外であっても、個別の指導・助言が必要と都道府県選管等が考えるものについて報告。

【個別の指導・助言の対象・手法】

- ア 確認項目に関する報告のうち政治資金監査報告書の基本的な構成に係るものについては、すべて個別の指導・助言の対象とし、個別の指導・助言は文書により実施。
- イ 確認項目に関する報告のうち収支報告書上に金額の不整合（計算誤り、表間不突合等）があるものについても、アと同様。
- ウ 確認項目以外に関する報告については、確認項目に関する報告の取扱いとのバランス、登録政治資金監査人への周知等を勘案し、今回は個別の指導・助言の対象としない。

（2）個別の指導・助言の実施

① 個別の指導・助言の実施件数

	個別の指導・助言の対象とした事例	個別の指導・助言の対象とした登録政治資金監査人の人数	(参考) 逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数
確認項目	ア 政治資金監査報告書の基本的な構成に係るもの	0人	0件
	イ 収支報告書上に金額の不整合（計算誤り、表間不突合等）があるもの	17人	19件 (0.6%)
	計	17人	19件 (0.6%)

注1 上記の実施件数とは、平成26年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象に都道府県選管等よりなされた報告等に基づき、個別の指導・助言を実施した件数である。

2 個別の指導・助言の対象とした上記事例の収支報告書は、要旨の公表時には補正されている。

3 比率については、次の算式により算出。

$$\frac{\text{個別の指導・助言の対象とした登録政治資金監査人の逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数 (19件)}}{\text{要旨が公表された国会議員関係政治団体の平成26年分の収支報告書(定期分)の件数 (2,969件)}}$$

② 個別の指導・助言の手法

個別の指導・助言の対象とした登録政治資金監査人に対して、文書により、「政治資金監査マニュアルでは登録政治資金監査人に対して『収支報告書に計算誤りがないかどうかを検算して確認すること』等を求めている、今後は収支報告書上に金額の不整合がないかどうかを確認すること」等について注意喚起した。

(3) 平成27年分の収支報告書(定期分)に係る政治資金監査についての対応

個別の指導・助言の取組は、平成27年分の収支報告書(定期分)に係る政治資金監査を対象とした取組についても、継続して行うこととし、都道府県選管等に対して協力を求める。

(4) 平成27年分の収支報告書(定期分)に係る政治資金監査における確認項目以外に関する報告についての対応

確認項目以外に関する報告のうち、都道府県選管の最初の受付時に収支報告書の金額と領収書等の写し(※)の金額との不整合があったという報告を受けた場合は、原則として、個別の指導・助言の対象とする。

(※) 領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書の写しを含む。

(5) 個別の指導・助言に係る取組結果の周知等

今回の取組の結果については、政治資金監査の質の向上に寄与するよう、以下のような方法により関係者に対して周知を図っていくこととする。

① 登録政治資金監査人に対する周知

登録時研修を修了したすべての登録政治資金監査人に対して、以下の点を周知

- ・ 個別の指導・助言の対象とした事例等及び上記(3)の対応(別添1)
- ・ 個別の指導・助言の対象とした事例等及び上記(4)の対応(別添2)

② 都道府県選管に対する周知

都道府県選管に対して、個別の指導・助言の対象とした事例等を情報提供するとともに、上記(3)及び(4)の対応を周知

③ 関係士業団体に対する周知

関係士業団体に対して、会員である登録政治資金監査人への周知について協力を依頼

④. フォローアップ研修における対応

逸脱事例について研修テキストで取り上げ、研修参加者に説明

政 適 委 第 3 6 6 号
平成 2 7 年 1 2 月 2 2 日

登録政治資金監査人 各位

政治資金適正化委員会
委員長 伊藤 鉄 男

政治資金監査の質の向上に係る取組について

政治資金監査制度の運用に当たりましては、平素からご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、当委員会では、「政治資金監査の質の向上に係る取組について」（平成 26 年 1 2 月 1 5 日付け政適委第 4 0 0 号）でお知らせしたとおり、平成 26 年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査から登録政治資金監査人の皆様を対象とした個別の指導・助言の取組を実施することとしております。この指導・助言は、政治資金監査の更なる質の向上を図るための注意喚起として行うものです。

去る 1 2 月 2 2 日に開催された平成 27 年度第 4 回政治資金適正化委員会において、個別の指導・助言の対象を決定しました。（別添「平成 27 年度第 4 回政治資金適正化委員会資料」を参照）※

今般、該当する登録政治資金監査人の方々に対し文書により個別の指導・助言を行ったところですが、政治資金監査の更なる質の向上を図るため、登録時研修を修了したすべての登録政治資金監査人の皆様に対して、個別の指導・助言の対象とした事例について、下記のとおりお知らせします。

また、今回、個別の指導・助言の対象とはしておりませんが、個別の指導・助言の対象とした事例以外で、都道府県選挙管理委員会及び総務省から報告を受けた事例を下記に併せてお知らせします。

政治資金監査は、法令及び政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）に基づき適確に行う必要があります。下記のような事例が生じないよう、この機会に改めて、政治資金監査に関する研修テキスト（平成 25 年 6 月改定版）、これに掲載しております政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストをご覧ください、引き続き適確な政治資金監査の実施に努めていただきますようお願い申し上げます。

また、同日の当委員会において、平成 27 年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査について、本取組を継続して実施していくこととしましたので、重ねて本取組へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1. 個別の指導・助言の対象とした事例

収支報告書（支出に係る分に限る。以下同じ。）について、都道府県選挙管理委員会の最初の受付時に当該収支報告書上で金額の不整合（計算誤り、表間不突合等）があった。

2. 今回、個別の指導・助言の対象とはしていないが、都道府県選挙管理委員会及び総務省から報告のあった事例

(1) 政治資金監査報告書に関するもの

- ・ 登録番号が誤っていた。
- ・ 「1 監査の概要」(1)で監査対象期間が「平成27年」となっていた。
- ・ 主たる事務所以外で監査が行われているが、住所の記載がなかった。
- ・ 政治資金監査報告書上で矛盾した記載があった(支出がないのに領収書等が保存等されていた旨の記載等)。

(2) 収支報告書に関するもの

- ・ 収支報告書と領収書等の写しが整合的でなかった。
- ・ 領収書等の写しに不備があった。

政治資金適正化委員会事務局

TEL: 03-5253-5598

FAX: 03-5253-5584

Email: tekiseikai-jimukyoku@soumu.go.jp

政適委第41号
平成28年2月15日

登録政治資金監査人 各位

政治資金適正化委員会
委員長 伊藤鉄男

政治資金監査の質の向上に係る取組について

政治資金監査制度の運用に当たりましては、平素からご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、去る平成27年12月22日に開催された平成27年度第4回政治資金適正化委員会において、個別の指導・助言の対象を決定するとともに、平成27年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査についても本取組を継続して実施することとし、登録時研修を修了したすべての登録政治資金監査人の皆様に対して、個別の指導・助言の対象とした事例等についてお知らせしたところです。（「政治資金監査の質の向上に係る取組について」（平成27年12月22日付け政適委第366号））

今般、平成28年2月12日に開催された平成27年度第5回政治資金適正化委員会において、平成27年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした取組において都道府県選挙管理委員会の最初の受付時に収支報告書の金額と領収書等の写し（領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書の写しを含む。）の金額との不整合があったという報告を受けた場合には、原則として個別の指導・助言の対象とすることとしましたので、この点お知らせします。（別添「平成27年度第5回政治資金適正化委員会資料」を参照）※

なお、平成26年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした取組において個別の指導・助言の対象とした事例等について、参考までにお知らせします。（裏面参照）

今後も、法令及び政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）に基づき、適確な政治資金監査の実施に努めていただきますようお願い申し上げます。

政治資金適正化委員会事務局
TEL: 03-5253-5598
FAX: 03-5253-5584
Email: tekiseikai-jimukyoku@soumu.go.jp

(参考) 平成26年分の収支報告書(定期分)に係る政治資金監査を対象とした取組

1. 個別の指導・助言の対象とした事例

収支報告書(支出に係る分に限る。以下同じ。)について、都道府県選挙管理委員会の最初の受付時に当該収支報告書上で金額の不整合(計算誤り、表間不突合等)があった。

2. 個別の指導・助言の対象とはしていないが、都道府県選挙管理委員会及び総務省から報告のあった事例

(1) 政治資金監査報告書に関するもの

- ・ 登録番号が誤っていた。
- ・ 「1 監査の概要」(1)で監査対象期間が「平成27年」となっていた。
- ・ 根拠条文が誤っていた。
- ・ 主たる事務所以外で監査が行われているが、その理由や住所の記載がなかった。
- ・ 政治資金監査報告書上で矛盾した記載があった(支出がないのに領収書等が保存等されていた旨の記載等)。
- ・ 領収書等亡失等一覧表を領収書等を徴し難かった支出の明細書(以下「徴難明細書」という。)と誤って記載していた。
- ・ 政治資金監査報告書で政治団体名が誤っていた。

(2) 収支報告書に関するもの

- ・ 収支報告書と領収書等の写しが整合的でなかった。【※】
- ・ 収支報告書と徴難明細書が整合的でなかった。【※】
- ・ 収支報告書と振込明細書に係る支出目的書が整合的でなかった。
- ・ 収支報告書に領収書等の写しのない支出を記載していたが、後に当該支出を削除した。【※】
- ・ 対象年以外の領収書等の写しが添付されていた(当該年分の領収書等に差し替え、金額も補正)。【※】
- ・ 収支報告書や徴難明細書上で氏名や住所の記載不備があった。
- ・ 収支報告書上で計の記載方法が誤っていた。
- ・ 領収書等の写しがあるのに徴難明細書に記載されていた。
- ・ 領収書等の亡失を徴難事情としていた。
- ・ 領収書等の写し(振込明細書)に不備があった。
- ・ 収支報告書上に5万円以上の支出のみ明細が記載されていた。

注) 上記2(2)で【※】を付した事例のうち金額に係る不整合があった場合は、平成27年分の収支報告書(定期分)に係る政治資金監査を対象とした取組において原則として個別の指導・助言の対象とすることとした「収支報告書の金額と領収書等の写しの金額との不整合」に当たります。

Handwritten text, possibly bleed-through from the reverse side of the page. The text is faint and difficult to decipher but appears to contain several lines of writing.

Handwritten text, possibly bleed-through from the reverse side of the page. The text is faint and difficult to decipher but appears to contain several lines of writing.

Handwritten text, possibly bleed-through from the reverse side of the page. The text is faint and difficult to decipher but appears to contain several lines of writing.

2 政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の改定について

2 政治資金監査に関する具体的な指針(政治資金監査マニュアル)の改定について

(1) 改定の趣旨

平成27年10月に行われた業務制限の範囲に関する政治資金規正法施行規則の一部改正の反映など、所要の改定を行うもの

(2) 主な改定内容

① 業務制限の範囲に関する政治資金規正法施行規則の一部改正の反映

ア 改正前

政治資金監査制度は、外部性を有する第三者が国会議員関係政治団体の全ての支出をチェックする制度であり、外部性の確保という観点から、下記の①～④に該当する者が業務制限の対象とされている。

イ 改正内容

- 登録政治資金監査人の業務制限が設けられた趣旨は、政治資金監査の外部性の確保であるが、自ら作成・徴取した収支報告書や会計帳簿等の関係書類について政治資金監査を行うことになる場合は、そもそも外部性が確保されているとは言い難い。このような観点から、既に政治資金監査マニュアルにおいて「適当ではない」旨規定しており、実務上も定着している。平成26年3月に公表した「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ」において「制度的対応が必要」との方向性が示されている。
- これを受け、平成27年10月13日に政治資金規正法施行規則の改正が行われ、①～④に加え、登録政治資金監査人が自ら作成・徴取した収支報告書及び会計帳簿等の関係書類について自ら政治資金監査を行うことになる場合(具体的には、登録政治資金監査人が以下の⑤に定める者に該当する場合)についても、業務制限の対象とされることとなった(平成28年1月1日施行)。

業務制限の対象となる者(※下線部が今般の改正により追加されたもの)

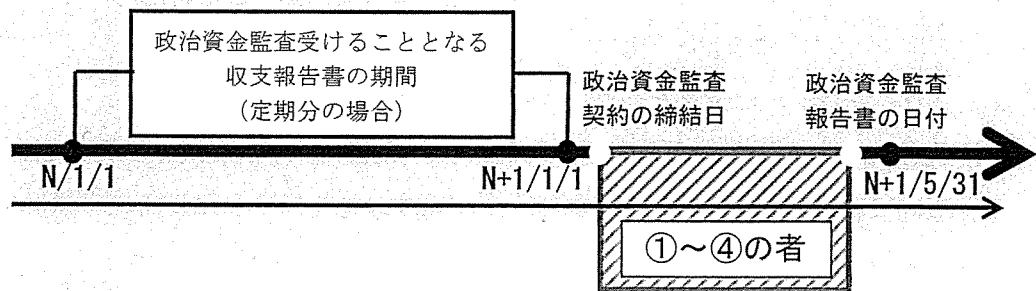
- ① 国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者又は会計責任者に事故がありもしくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者(以下「国会議員関係政治団体の代表者又は会計責任者等」という。)
- ② ①の配偶者
- ③ 国会議員関係政治団体の役職員又はその配偶者
- ④ 2号団体に係る公職の候補者又はその配偶者
- ⑤ 政治資金監査を受けることとなる収支報告書に係る年の最初の日から当該政治資金監査の最初の日の前日までの間に上記①であった者

業務制限の対象範囲（イメージ）

【①から④の場合】

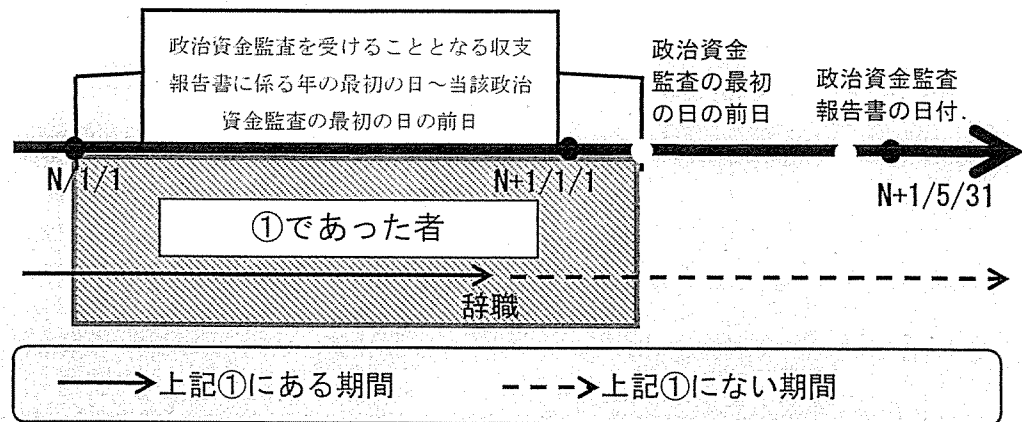
政治資金監査契約を締結した日から政治資金監査報告書の日付までの期間（下図の斜線部分）において、以下の①から④のいずれかに該当する場合は、政治資金監査を行うことはできない。

- ① 国会議員関係政治団体の代表者又は会計責任者等
- ② ①の配偶者
- ③ 国会議員関係政治団体の役職員又はその配偶者
- ④ 2号団体に係る公職の候補者又はその配偶者



【⑤の場合】

下図の場合（政治資金監査を受けることとなる収支報告書に係る年の最初の日から当該政治資金監査の最初の日の前日までの間（下図の斜線部分）に上記①であった者）について、政治資金監査を行うことはできない。



② マニュアルの記載の趣旨の明確化

※ 今回の改定により、政治資金監査の実施方法や政治資金監査報告書の記載例について、実質的な変更が生じるものではない。

ア 政治資金監査報告書記載例の注を追加

登録政治資金監査人が単独で政治資金監査を実施した場合には、使用人その他の従業者に関する記載は不要であることを念のため注に明記

イ その他表現の整理

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

3 政治資金監査に関するQ & Aの改定について

(1) 払込金受領証の取扱いについて

公共料金などを金融機関やコンビニエンスストアで払込取扱票等を用いて支払った場合に受領する書面(払込金受領証)の政治資金監査上の取扱い等については、これまで支出の目的が記載されている場合を示していたが、これに加えて支出の目的が記載されていない場合についても整理し、フローチャートとともに示したものの。

【改定後のQ & A】

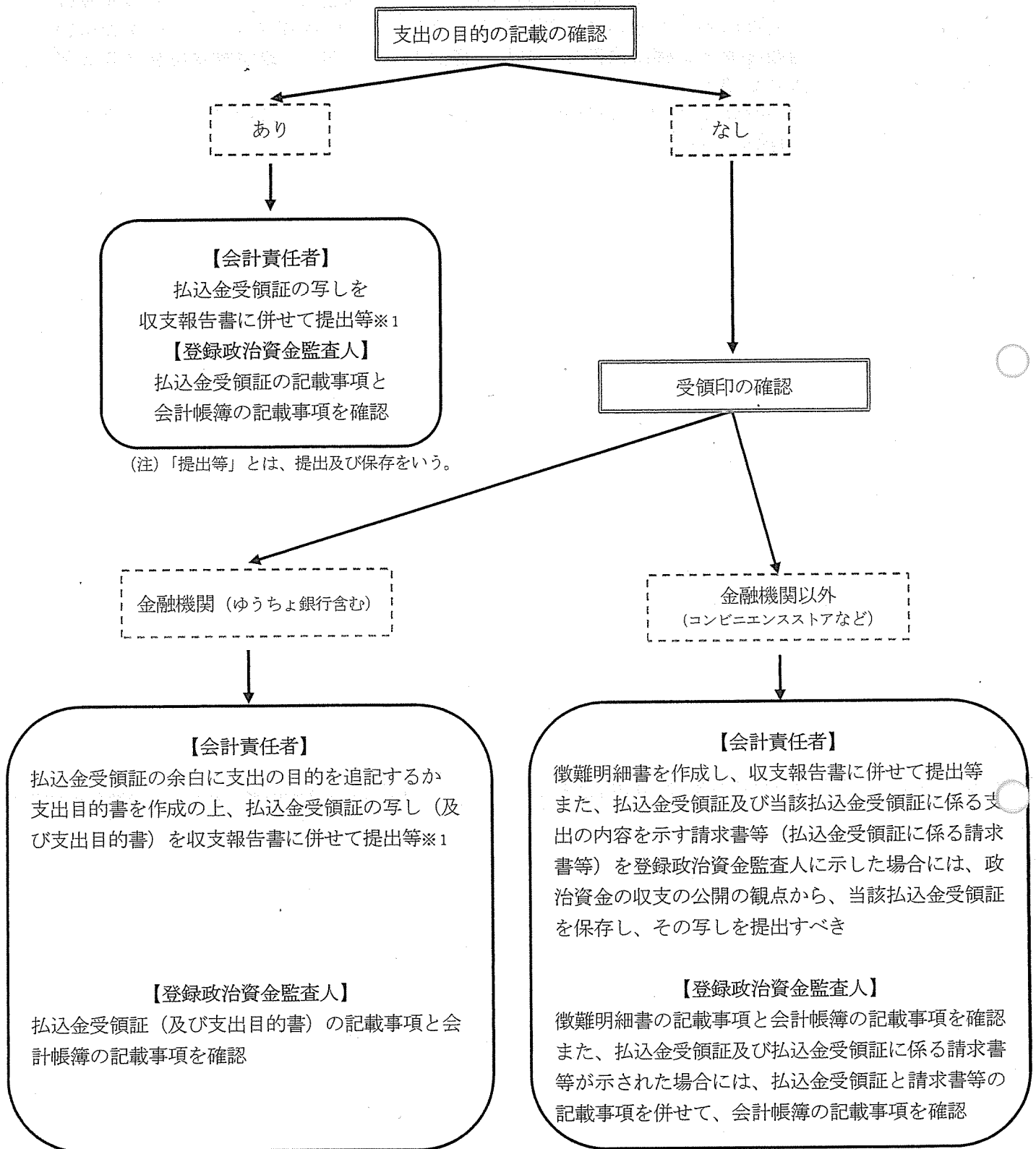
V-13 払込金受領証の取扱い	
Q	公共料金やネット販売の代金などを金融機関やコンビニエンスストアにおいて払込取扱票等を用いて支払った場合に、金融機関やコンビニエンスストアが発行する書面は、どのように取扱えばよいか。
A	<p>公共料金等を金融機関やコンビニエンスストアにおいて払込取扱票等を用いて支払った場合に、金融機関等から受領する書面(以下「払込金受領証」という。)については、まず、支出の目的、金額、年月日の記載の有無を確認することになります。</p> <p>支出の目的、金額、年月日がすべて記載されている場合には、政治団体の会計責任者は当該払込金受領証の写しを収支報告書と併せて提出することになります。また、政治資金監査上は、払込金受領証の記載事項と会計帳簿の記載事項を確認することになります。</p> <p>一方、払込金受領証には、支出の金額及び年月日は記載されているが、支出の目的が記載されていない場合があり、その場合には、受領印を確認し、支払った場所に応じて、以下の①、②のとおり当該書面の取扱いが異なることに留意が必要です。</p> <p>①金融機関において支払った場合 金融機関が発行する払込金受領証で支出の目的が記載されていないものは、政治資金規正法上の振込明細書に該当します。 この場合において、会計責任者が当該払込金受領証の余白に支出の目的を追記するか、又は別様で支出目的書を作成の上、当該払込金受領証の写しを提出することになります。また、政治資金監査においては、当該払込金受領証等の記載事項と会計帳簿の記載事項を確認することになります。</p> <p>②コンビニエンスストアなど金融機関以外で支払った場合 コンビニエンスストア等が発行する払込金受領証で支出の目的が記載されていないものは、政治資金規正法上の領収書等には該当しません。また、金融機関が発行したものではないことから、振込明細書にも該当しません。 コンビニエンスストアで支払う場合は、定型の様式による収納代行であり、払込金受領証に代えて支出の目的が記載された領収書が発行されることは商慣習上困難であることから、一般的に領収書等を徴し難かった事情に該当すると考えられます。この場合には、領収書等を徴し難かった支出の明細書を作成することになります。 なお、支出の目的の記載のない払込金受領証については、政治資金監査上は、当該支出の内容を示す請求書等の書類(以下「払込金受領証に係る請求書等」という。)が払込金受領証と一体として保存され、会計責任者等から示された場合には、当該払込金受領証の記載事項と当該払込金受領証に係る</p>

請求書等の記載事項とを併せて会計帳簿の記載事項と整合的であるかを確認することになります。

また、上記により確認がなされた払込金受領証について、国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治資金の収支の公開の観点から、記載不備のない領収書等と同様に保存し、写しを提出すべきです。(政治資金監査マニュアル P19・20)

払込金受領証の取扱いをまとめると次のフローチャートのとおりとなりますので、ご確認ください。

払込金受領証の取扱いに関するフローチャート



※1 領収書等を徴し難かった事情があると判断される場合には、法令上は徴難明細書を作成することも可能である。しかし、払込金受領証が保存されている場合には、政治資金の収支の公開の観点から、政治団体以外の者が作成した書面である当該払込金受領証の写しを提出することが望ましい。

※2 金融機関で支払った際の払込金受領証を紛失した場合には、振込明細書を紛失したものとして徴難明細書を作成することとなる。

(2) 領収書等のあて名について

【改定後のQ&A】

V-8 あて名のないレシート	
Q	デパートやコンビニ等で発行されるあて名の記載されていないレシートは、領収書等として認められるか。
A	<p>政治資金規正法上の領収書等とは「支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面」とされており、通常、レシートにはこれらの項目が記載されていますので、政治資金規正法上の領収書等に該当します。</p> <p><u>なお、法の規定上、あて名の記載までは求められていませんが、政治資金監査においては、国会議員関係政治団体においてあて名を備えた領収書等の徴収が徹底されれば政治資金に関する収支報告の適正の確保に資すること等から、収支報告書と併せて写しが提出される1件当たりの金額が1万円を超える支出（人件費以外の経費の支出に限る。）に係る領収書等については、あて名の確認等が求められています。</u></p> <p><u>このほか、領収書等については法令に基づきその写しが公表される場合があることにもご留意ください。</u></p>

※下線部を追加

(3) 登録政治資金監査人の守秘義務について

【追加したQ&A】

II-12 登録政治資金監査人の守秘義務	
Q	政治資金監査を行った国会議員関係政治団体について、国会議員関係政治団体の関係者以外の者から登録政治資金監査人に対して問合せがあった場合、どのように対応すべきか。
A	<p>登録政治資金監査人には、政治資金規正法において守秘義務が課されるとともに、国会議員関係政治団体との政治資金監査契約においても、守秘義務が規定されることが想定されています。政治資金監査の業務を通じて知り得た事実は、公知の事実を除いて、基本的に守秘義務の対象となり得ると考えられます。</p> <p>お尋ねの場合には、問合せの内容が公知の事実である場合や、開示することについて関係者の同意があるなど正当な理由がある場合でなければ、開示すべきではありません。</p>

○政治資金規正法
(秘密保持義務)

第十九条の二十八 登録政治資金監査人又は登録政治資金監査人であつた者は、正当な理由がなく、政治資金監査の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 登録政治資金監査人の使用人その他の従業者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、政治資金監査の業務を補助したことについて知り得た秘密を漏らしてはならない。

第二十六条の七 第十九条の二十八又は第十九条の三十二第七項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions and activities. It emphasizes that this is essential for ensuring transparency and accountability in the organization's operations.

2. The second part of the document outlines the specific procedures and protocols that must be followed when conducting financial transactions. It details the roles and responsibilities of various departments and individuals involved in the process, as well as the necessary approvals and documentation required for each step.

3. The third part of the document provides a comprehensive overview of the organization's financial reporting requirements. It explains the frequency and content of reports, the methods used for data collection and analysis, and the steps involved in the review and approval process.

4. The final part of the document concludes with a summary of the key points discussed and offers recommendations for ongoing improvement and compliance. It encourages all employees to adhere strictly to the established policies and procedures to ensure the organization's financial health and integrity.

4 政治資金の管理と報告

4-1 政治資金の管理と報告

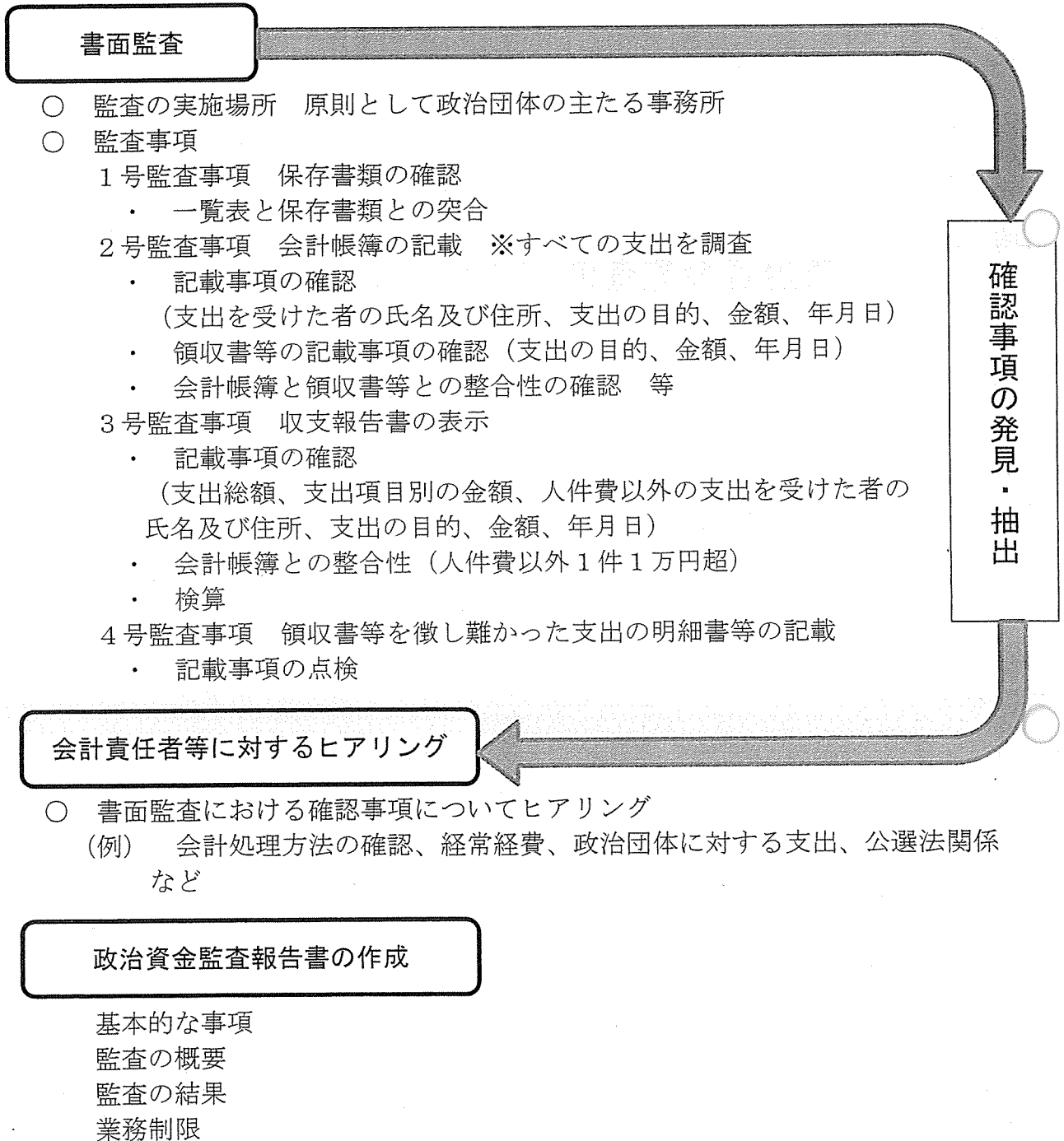
4 政治資金監査のポイント

4 政治資金監査のポイント

(1) 政治資金監査の具体的な方法等

政治資金監査は、政治資金規正法（以下「法」という。）に基づき政治資金適正化委員会が定める政治資金監査マニュアルに基づいて行われる。

具体的な監査の方法等は以下のとおり。



政治資金監査チェックリストの番号

- 1号監査事項 保存書類の確認 1～6
- 2号監査事項 会計帳簿の記載 7～20
- 3号監査事項 収支報告書の表示 21～23
- 4号監査事項 領収書等を徴し難かった支出の明細書等の記載 24～29
- 書面監査における確認事項についてヒアリング 30～38

政治資金監査報告書チェックリストの番号

- 基本的な事項 1～6
- 監査の概要 7～11
- 監査の結果（政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた場合（記載例（1）） 12～14
- 業務制限 15

(2) 政治資金監査の実施のポイント

① 1号監査事項 保存書類の確認

(法第19条の13第2項第1号)

会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていること。

保存対象となる会計帳簿等の関係書類について、これらの保存対象書類の一覧表の作成を会計責任者に求め、一覧表と保存対象書類の現物とを照合する。

なお、一覧表の様式は特に定まっていないが、一覧表に記載することが想定される事項としては以下のものが考えられる。

- ・ 一覧表を作成した日付
- ・ 一覧表を作成した国会議員関係政治団体の名称と会計責任者の氏名
- ・ 保存対象書類の名称及び冊数

【政治資金監査チェックリスト】

1 【会計帳簿の保存】

会計帳簿の現物が保存されているか。

法第9条第1項において、会計責任者に会計帳簿を備え、支出に関して支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日を記載する義務が課せられている。

会計帳簿は「収入簿」「支出簿」「運用簿」からなり、様式は、政治資金規正法施行規則（以下「規則」という。）別記第13号様式に規定されている。

2 【明細書の保存】

明細書の現物が保存されているか。

法第10条第1項において、政治団体の代表者若しくは会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために支出をした者は、支出をした日から7日以内に、支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した明細書を会計責任者に提出しなければならないこととされている。

(保存対象書類の一覧表の例)

保存対象書類一覧表

当団体が保存すべき政治資金監査対象年に係る会計帳簿等の関係書類は、以下のとおりである。

- ・ 会計帳簿 2冊 (①1月～6月分 ②7月～12月分)
※補助簿・日計表を含む。
- ・ 領収書等綴り 3冊 (①1月～4月分 ②5月～8月分 ③9月～12月分)
※振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を含む。
- ・ 領収書等を徴し難かった支出の明細書 1通

平成×年×月×日

〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名)

会計責任者 〇〇 〇〇

※上記保存対象書類一覧表は研修用に事務局が作成したものです。

3 【領収書等の保存】

領収書等の現物が保存されているか。

国会議員関係政治団体に係る支出の手続きとして、法第11条第1項において、政治団体の会計責任者又は政治団体の代表者若しくは会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために支出をした者は、すべての支出について、当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面（以下「領収書等」という。）を徴さなければならないこととされている。

ただし、これを徴し難い事情があるとき※は、この限りでない。

※ 領収書等を徴し難い事情があるときの取扱いについては政治資金監査チェックリスト4参照。

領収書等の様式は発行者によってまちまちであるが、①当該支出の目的②支出金額③支出年月日の3項目は法定記載事項とされている。

会計帳簿等の関係書類については、当該年に係る収支報告書の要旨が公表された日から3年を経過する日まで保存しなければならないが、政治資金監査においては、その対象となる年に係るものが保存されていることを確認すれば足りることに留意。

4 【領収書等を徴し難かった支出の明細書の保存】

領収書等を徴し難かった支出の明細書の現物が保存されているか。

法第19条の11第1項において、国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体が行った支出のうち領収書等を徴し難い事情があったものについては、政治資金監査を受けるまでの間に、領収書等を徴し難かった支出の明細書を作成しなければならないこととされている。

領収書等を徴し難かった支出の明細書の法定記載事項は法第12条第2項により①領収書等を徴し難い事情②支出の目的③支出金額④支出年月日とされており、様式は規則別記第15号様式に規定されている。

「領収書等を徴し難い事情」とは、事実上又は社会通念上、客観的に領収書等を徴することが困難な場合をいい、具体的には以下のような場合が考えられる。

- ・ 香典・祝儀
- ・ 物品の無償提供などの金銭以外の支出
- ・ バス・電車等の交通機関の利用や、自動販売機での購入
- ・ 振込みの方法による支出
- ・ 口座振替の利用

(第15号様式)

支出の項目		金額	年月日	領収書を徴し 難かった事情
項目	摘要			

政治団体の名称
会計責任者の氏名

㊞

※上記領収書等を徴し難かった支出の明細書は研修用に事務局が作成したものです。

5 【振込明細書の保存】

振込明細書の現物が保存されているか。

6 【振込明細書に係る支出目的書の保存】

支出の目的が記載されていない振込明細書があるときは、振込明細書に係る支出目的書の現物が保存されているか。

政治資金監査チェックリスト4で説明したとおり、経費の支出が振込みによる場合は「領収書等を徴し難い事情」に該当するが、振込明細書がある場合は、振込明細書に係る支出目的書を作成することで、領収書等の写しに代えることができる。

一般に振込明細書には支出目的が記載されていないため、支出の目的は、別様で作成した振込明細書に係る支出目的書により確認することとなる。

なお、振込明細書に支出の目的が記載されている場合又は会計責任者が振込明細書に支出の目的を追記した場合は、振込明細書に係る支出目的書を別様にて作成・提出することは不要である。

(銀行が発行する振込明細書の例)

AA銀行自動サービス ご利用明細			
取引区分	口座振替		
取引番号	取引店	端末番号	年月日
銀行番号	支店番号	口座番号	
		取引金額	
手数料	残高		
ご案内 BB銀行△△支店 当座 000000 XXXX様 ○○○○様から			
AA銀行			

(第16号様式)

振込明細書に係る支出目的書	
支出の目的	
項目	摘要
政治団体の名称 ○○○○	

※上記振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は研修用に事務局が作成したものです。

② 2号監査事項 会計帳簿の記載

(法第19条の13第2項第2号)

会計帳簿には当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載されており、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。

【政治資金監査チェックリスト】

7 【領収書等の記載事項】

領収書等には、必要記載事項（支出の目的、金額及び年月日）が記載されていることを確認したか。

法第11条第1項において、領収書等には、①当該支出の目的 ②支出金額 ③支出年月日が法定の記載事項とされている。

(見受けられる誤り事例) (以下、★斜体は同じ。)

★ 領収書等に金額の記載漏れがあった。

8 【高額領収書等のあて名】

高額領収書等のあて名に当該国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているものはあるか。

法第12条第2項において、国会議員関係政治団体の会計責任者は、人件費以外の経費の支出で1件当たりの金額が1万円を超えるものについて収支報告書に併せて領収書等を提出しなければならないこととされている。この、1件当たりの金額が1万円を超えるものに係る領収書等（以下「高額領収書」という。）についてはあて名に当該国会議員関係政治団体の名称が記載されているか確認することとされている。

あて名のない高額領収書等及びあて名が「上様」の高額領収書等については、当該国会議員関係政治団体に対して発行されたものとして取り扱うことができるものであるが、今後、当該国会議員関係政治団体の名称を発行者において記載してもらうよう助言する。

高額領収書等のあて名に当該国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているものについては、会計責任者等に対するヒアリングにおいて、これらの領収書等が当該国会議員関係政治団体あてに発行された領収書等であることの確認を会計責任者等に求める。

(支払いを受けた者が発行する領収書の例)

領収書	
平成〇年〇月〇日	
〇〇〇〇 様	
金 〇〇, 〇〇〇円	
但し〇〇代として	
〒〇〇〇—〇〇〇〇	
〇〇県〇〇市〇〇	
(株)〇〇〇〇	

※上記領収書の記載内容は研修用に事務局が作成したものです。

- 国会議員関係政治団体に対して発行されたことが、推認されない名称が記載されている場合は、政治資金監査チェックリスト 34へ

9 【会計帳簿の記載事項】

会計帳簿には、必要記載事項（支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日）が記載されているか。

法第9条第1項において、国会議員関係政治団体の会計責任者は、会計帳簿を備え、これにすべての支出並びに①支出を受けた者の氏名 ②住所 ③支出の目的 ④支出金額 ⑤支出年月日を記載しなければならないこととされており、様式は規則別記第13号様式に規定されている。

★ 収支報告書に支出を受けた者の氏名、住所、支出の目的、支出金額、支出年月日の記載漏れがあった。

★ 収支報告書の記載欄の誤りがあった（氏名と住所の取り違え）。

★ 収支報告書の住所の記載が不正確だった。

注 上記誤り事例の原因としては、以下のものが考えられる。

① 収支報告書に記載すべき事項について、会計帳簿からの転記誤りや転記漏れがあった。

② 会計帳簿と領収書等の記載が整合的でなかった。

10 【明細書の記載事項】

明細書には、必要記載事項（支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日）が記載されているか。

法第10条第1項において、政治団体の代表者若しくは会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために支出をした者は、支出をした日から7日以内に、支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した明細書を会計責任者に提出しなければならないこととされている。

様式は特に規定されていない。

11 【会計帳簿と明細書との突合】

明細書のある支出について、会計帳簿の「支出の目的」、「金額」、「年月日」、「支出を受けた者の氏名」及び「備考」の各欄は、明細書の記載と整合的であるか。

(会計帳簿 (第13号様式) の例)

支出の項目		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
1 経常経費	⋮				
2 政治活動費	⋮				
(4) 事務所費	⋮				
	切手代	1,500	平成〇年〇月〇日	〇〇郵便局	千葉県…
	⋮				

※上記会計帳簿の記載内容は研修用に事務局が作成したものです。

(明細書の例)

〇〇〇〇 様

明細書

支出を受けた者の		支出の金額	支出年月日	支出の目的
氏名	住所			
〇〇郵便局	千葉県…	1,500	平成〇年〇月〇日	切手代

××××(政治団体の代表者若しくは会計責任者と意思を通じて支出をした者)

※上記明細書の記載内容は研修用に事務局が作成したものです。

12 【会計帳簿と領収書等との突合】

必要記載事項の記載された領収書等に係る支出について、会計帳簿の「支出の目的」、「金額」及び「年月日」の各欄は、領収書等の記載と整合的であるか。

★ 収支報告書と領収書等の記載が整合的でなかった。

- ・ 収支報告書の支出の目的の記載誤り
- ・ 収支報告書の支出の金額の記載誤り
- ・ 収支報告書の支出の年月日の記載誤り
- ・ 領収書等に支出の年月日の記載誤り
- ・ 領収書等のない支出の記載
- ・ 政治資金監査の対象年以外の領収書等に係る記載

注 上記誤り事例の原因としては、以下のものが考えられる。

- ① 収支報告書に記載すべき事項について、会計帳簿からの転記誤りや転記漏れがあった。
- ② 会計帳簿と領収書等の記載が整合的でなかった。

(会計帳簿(第13号様式)の例)

支出の項目		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
1 経常経費	⋮				
2 政治活動費	⋮				
(3) 備品・消耗品費	⋮				
	ロッカー代	200,000	平成〇年〇月〇日	〇〇事務機(株)	埼玉県...
	⋮				

※上記会計帳簿の記載内容は研修用に事務局が作成したものです。

(支払いを受けた者が発行する領収書の例)

領収書	
	平成〇年〇月〇日
〇〇〇〇 様	
金 200,000円	
但しロッカー代として	
	〒〇〇〇-〇〇〇〇
	埼玉県〇〇市〇〇
	〇〇事務機(株)

※上記領収書の記載内容は研修用に事務局が作成したものです。

13 【会計帳簿と領収書等に係る請求書等との突合】

必要記載事項の記載不備がある領収書等に係る支出について、発行者情報を含む当該領収書等の記載事項と当該支出に係る会計帳簿の記載事項は整合的であるか。また、当該領収書等に係る請求書等が領収書等と一体として保存され、会計責任者等から示された場合には、当該領収書等の記載事項と当該領収書等に係る請求書等の記載事項を併せると、当該支出に係る会計帳簿の記載事項と整合的であるか。

支出の目的が記載されていないなど、必要記載事項の記載不備がある領収書等に係る支出については、発行者情報を含む当該領収書等の記載事項と当該支出に係る会計帳簿の記載事項が整合的であるかどうかを確認する。

例1は、会計帳簿に記載された支出の目的が領収書では確認できない場合（支出の目的が記載されていない）で、発行者情報（〇〇書店）によって当該会計帳簿の記載（支出の目的：書籍代）により整合的である旨確認ができた例。

例2は、会計帳簿に記載された支出の目的が領収書では確認できない場合で、当該領収書等に係る請求書によって整合的である旨確認ができた例。

14 【人件費】

領収書等（当該領収書等に係る請求書等と併せて確認する場合を含む。）又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない人件費で、賃金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類の存在しないものがあるか。

人件費についても、会計帳簿と領収書等との突合又は会計帳簿と振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書との突合により支出の状況を確認するものであるが、これらの書類で支出の状況が確認できない場合には、賃金台帳、源泉徴収簿等により、支出の状況を確認する。

労働基準法第108条

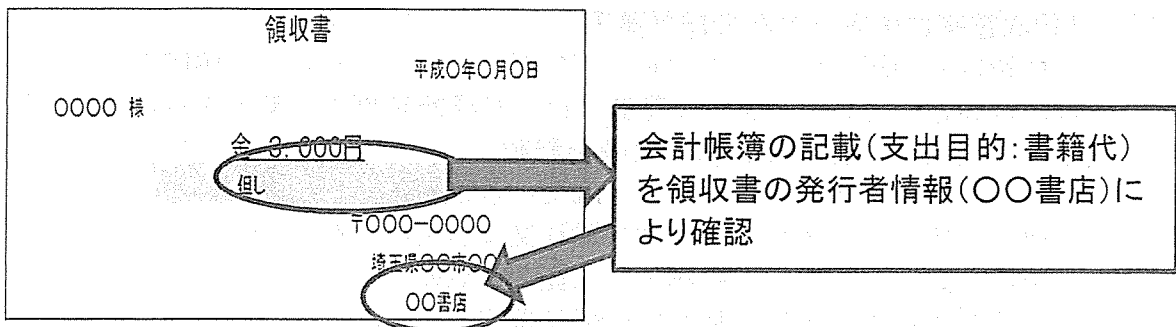
使用者は、各事業場ごとに賃金台帳を調製し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他厚生労働省令で定める事項を賃金支払の都度遅滞なく記入しなければならない。

労働基準法施行規則

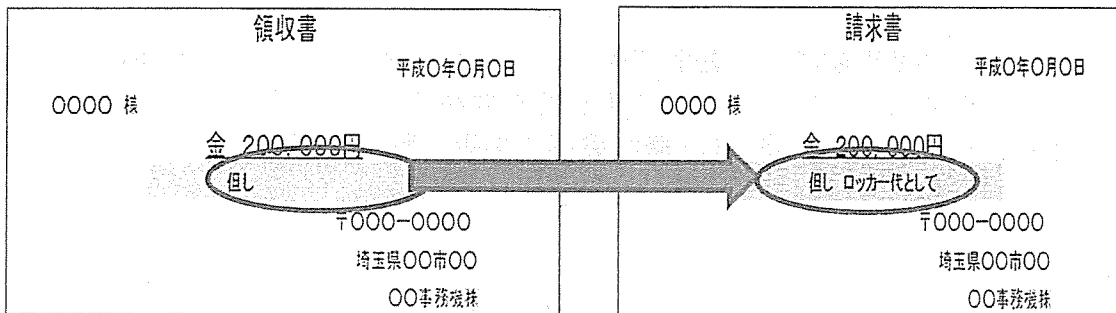
使用者は、法第108条の規定によって、次に掲げる事項※を労働者各人別に賃金台帳に記入しなければならない。

※ 氏名、性別、賃金計算期間、労働日数、労働時間数その他が規定されている。

(例1 発行者情報から推認できる領収書)



(例2 領収書の記載不備事項を確認できる請求書)



※上記領収書及び請求書の記載内容は研修用に事務局が作成したものです。

○ 会計帳簿の記載事項と領収書等に係る請求書等の記載事項が整合的でない場合は、政治資金監査チェックリスト 15へ

○ 人件費を確認できる書類が存在しない場合は、政治資金監査チェックリスト 33へ

15 【領収書等亡失等一覧表の記載事項】

人件費以外の経費の支出のうち以下に掲げるものについて、領収書等亡失等一覧表が作成されており、当該一覧表には、必要記載事項（支出を受けた者の氏名及び住所（収支報告書に支出の明細を記載すべき支出に限る。）並びに当該支出の目的、金額及び年月日）が記載されているか。

- ・領収書等又は振込明細書が徴収漏れ又は亡失により存在せず、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されない支出
- ・必要記載事項に記載不備のある領収書等に係る支出で、政治資金監査チェックリスト 13 による確認の結果、会計帳簿の記載事項と整合的でないと判断されるもの

領収書等に必要記載事項の記載不備がある旨の指摘を受けて、会計責任者が当該領収書等の発行者に対し記載の追加や再発行を要請するなどして、必要記載事項が記載された領収書等を備えた場合は、領収書等亡失等一覧表に記載するよう求める必要はない。

16 【領収書等亡失等一覧表と会計帳簿との突合】

領収書等亡失等一覧表の「支出の目的」、「金額」、「年月日」及び「備考」の各欄は、会計帳簿の記載と一致するか。

(政治資金監査報告書記載例 別添様式)

支出の項目		金額	年月日	備考
項目	摘要			
1 経常経費	⋮	12,000	平成〇年1月16日	××書店・東京都〇〇区…
(3) 備品・消耗品費	書籍代 ⋮			

※上記領収書等亡失等一覧表の記載内容は研修用に事務局が作成したものです。

1件1万円を超える支出について記載する

- (注) 1 会計帳簿に記載された支出のうち、領収書等又は振込明細書が存在せず、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されない支出（人件費以外の経費の支出に限る。）を記載すること。
- 2 収支報告書に支出の明細を記載すべき支出（国会議員関係政治団体である間に行った支出にあつては人件費以外の経費で1件1万円を超える支出）にあつては、当該支出を受けた者の氏名及び住所を「備考」欄に記載すること。
- 3 会計責任者等が特に必要と判断する場合には、領収書等を徴収漏れ又は亡失した事情を「備考」欄に記載することができる。ただし、当該事情については、政治資金監査の対象とならないことに留意すること。

○ 領収書等亡失等一覧表が作成されている場合は、政治資金監査チェックリスト32へ

17 【会計帳簿を備えていること】

会計帳簿は、当該国会議員関係政治団体の会計責任者の管理の下におかれているか。

国会議員政治団体の会計責任者は、法第9条第1項により会計帳簿の備付け及び記載の義務を負っている。

18 【事務所】

政治資金監査を行った現場の事務所が、当該国会議員関係政治団体の活動以外の活動にも使用されていると認められるか。

19 【他の政治団体に対する支出】

他の政治団体に対する支出はあるか。

20 【寄附等】

花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類する支出はあるか。

- 事務所が国会議員関係政治団体の活動以外の活動にも使用されていると認められる場合は、政治資金監査チェックリスト 36 へ
- 他の政治団体に対する支出がある場合は、政治資金監査チェックリスト 37 へ
- 花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類する支出がある場合は、政治資金監査チェックリスト 38 へ

③ 3号監査事項 収支報告書の表示

(法第19条の13第2項第3号)

法第12条第1項又は第17条第1項の報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていること。

【政治資金監査チェックリスト】

21 【収支報告書の記載事項】

収支報告書には、人件費以外の経費の支出（1件当たりの金額が1万円を超えるものに限る。）について、必要記載事項（支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日）が記載されているか。

会計帳簿から、収支報告書に記載すべき事項（人件費以外の経費の支出（1件当たりの金額が1万円を超えるものに限る。））が漏れなく転記されているかどうかを確認する。

収支報告書の必要記載事項とは、国会議員関係政治団体に係るその年におけるすべての支出について、

ア 総額

…規則別記第14号様式（その2）収支の状況の「1 支出の総括表」の「支出総額」欄

イ 支出項目別の金額

…様式（その13）(1)支出の総括表

ウ 人件費以外の経費の支出（1件当たりの金額が1万円を超えるものに限る。）について、

ア) 支出を受けた者の氏名

イ) 支出を受けた者の住所

ウ) 支出の目的

エ) 支出金額

オ) 支出年月日

をいう。

…様式（その14）(2)経常経費（人件費を除く。）の内訳

様式（その15）(3)政治活動費の内訳

様式（その16）(4)本部又は支部に対して供与した交付金にかかる支出の内訳

2004年 第10期 第10页

1. 2004年 第10期 第10页

2. 2004年 第10期 第10页

3. 2004年 第10期 第10页

4. 2004年 第10期 第10页

5. 2004年 第10期 第10页

6. 2004年 第10期 第10页

7. 2004年 第10期 第10页

8. 2004年 第10期 第10页

9. 2004年 第10期 第10页

10. 2004年 第10期 第10页

11. 2004年 第10期 第10页

12. 2004年 第10期 第10页

22 【収支報告書と会計帳簿との突合】

領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。）との突合による確認を行った会計帳簿から、収支報告書に記載すべき事項（人件費以外の経費の支出（1件当たりの金額が1万円を超えるものに限る。））が漏れなく転記されているか。

会計帳簿には人件費を含めすべての支出に係る明細が記載されているが、収支報告書に明細を記載すべき事項は人件費以外の経費の支出で1件当たりの金額が1万円を超えるものに限られている。

したがって、1件当たりの金額が1万円以下のものについては右記載例のように「その他の支出」としてまとめて記載される。

収支報告書（その14）

2. 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3. 備品・消耗品費	
支出の目的	金額	区分	支出の属する区分	支出の属する区分	備考
文房具類	53,000	H26 1 1	一一 文具	千葉県○○区…	
ロッカー	65,000	H26 2 1	×× 事務器	東京都○○区…	
その他の支出	1,980				
合計	119,980				

※上記収支報告書の記載内容は研修用に事務局が作成したものです。

★ 5万円以上の支出についてのみ収支報告書の明細を記載していた。

★ 収支報告書と領収書等の記載が整合的でなかった。

- ・ 収支報告書の支出の目的の記載誤り
- ・ 収支報告書の支出の金額の記載誤り
- ・ 収支報告書の支出の年月日の記載誤り
- ・ 領収書等に支出の年月日の記載誤り
- ・ 領収書等のない支出の記載
- ・ 政治資金監査の対象年以外の領収書等に係る記載

注 上記誤り事例の原因としては、以下のものが考えられる。

- ① 収支報告書に記載すべき事項について、会計帳簿からの転記誤りや転記漏れがあった。
- ② 会計帳簿と領収書等の記載が整合的でなかった。

会計帳簿

2 支出簿		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
1 経常経費	：				
	：				
	消耗品費				
	文房具類	53,000	H26/1/1	△△文具	千葉市〇〇区…
	ロッカー	65,000	H26/2/1	××事務器	東京都〇〇区…
	書籍	1,200	H26/3/1	〇〇書店	千葉市〇〇区…
	書籍	780	H26/4/1	〇〇書店	千葉市〇〇区…
	合計	119,980			

※上記会計帳簿の記載内容は研修用に事務局が作成したものです。

23 【収支報告書の検算】

収支報告書（支出に係る分に限る。）に計算誤りはないか。

収支報告書（支出に係る分に限る。）に計算誤りがないかどうかを検算して確認する。
 ア 様式（その14）から様式（その16）について、項目ごとの合計を検算により確認

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3. 備品・消耗品費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備考
デジタルカメラ代	12,000	平成27年8月24日	㈱××電気	〇〇市××4-3-2	
パソコン代	102,600	平成27年10月16日	㈱××カメラ	〇〇市××2-2-6	
机代	33,686	平成27年12月23日	〇〇事務器	〇〇市〇〇6-2-5	
その他の支出	9,231				
合計	157,517				

検算

※上記収支報告書の記載内容は研修用に事務局が作成したものです。

- ★ 計算誤りがあった。
- ★ 「合計」の記載方法が誤っていた（複数頁となる場合において、各頁の合計欄に当該頁の合計額を記載していた）。

イ 様式（その14）から様式（その16）の項目ごとの合計が様式（その13）に転記されているか確認するとともに様式（その13）中の小計、合計を検算により確認

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		金額	備考
項目			本部又は支部に対して 異なる支出金に係る支出
1 経常経費			
(1) 人件費		2,000,000	
(2) 光熱水費		120,000	
(3) 備品・消耗品費		157,517	
(4) 事務所費		800,000	
小計		3,077,517	0
2 政治活動費			
(1) 組織活動費		2,000,000	
(2) 選挙関係費		1,200,000	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費		4,700,000	0
ア 機関紙誌の発行事業費		1,000,000	
イ 宣伝事業費		500,000	
ウ 政治資金パーティー開催事業費		3,000,000	
エ その他の事業費		200,000	
(4) 調査研究費		100,000	
(5) 寄附・交付金		200,000	200,000
(6) その他の経費		1,000,000	
小計		9,200,000	0
合計		12,277,517	0

内訳表（その14）と突合

検算

※上記収支報告書の記載内容は研修用に事務局が作成したものです。

- ★ 計算誤り又は表間の不突合があった。

ウ 様式（その13）の合計が様式（その2）の「支出総額」欄に転記されているか確認

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	2,000,000		
(2) 光 熱 水 費	120,000		
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	157,517		
(4) 事 務 所 費	800,000		
小 計	3,077,517	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 租 織 活 動 費	2,000,000		
(2) 選 挙 関 係 費	1,200,000		
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費	4,700,000	0	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	1,000,000		
イ 宣 伝 事 業 費	500,000		
ウ 政 治 資 金 パーティー 開 催 事 業 費	3,000,000		
エ そ の 他 の 事 業 費	200,000		
(4) 調 査 研 究 費	100,000		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	200,000	200,000	
(6) そ の 他 の 経 費	1,000,000		
小 計	9,200,000	200,000	
合 計	12,277,517		

※上記収支報告書の記載内容は研修用に事務局が作成したものです。

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

取 入 総 額	13,000,000
(前年からの繰越額)	0
(本年の収入額)	13,000,000
支 出 総 額	12,277,517
翌年への繰越額	722,483

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額	
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	

(2) 寄附

ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(7) 個人からの寄附	13,000,000	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (7) + (イ) + (ウ)	13,000,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	13,000,000	

突合

※上記収支報告書の記載内容は研修用に事務局が作成したものです。

★ 表間の不突合があった。

④ 4号監査事項 領収書等を徴し難かった支出の明細書等の記載

(法第19条の13第2項第4号)

領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていること。

【政治資金監査チェックリスト】

24 【領収書等を徴し難かった支出の明細書の記載事項】

領収書等を徴し難かった支出の明細書には、必要記載事項（領収書等を徴し難い事情並びに当該支出の目的、金額及び年月日）が記載されているか。

★ 年月日の記載漏れがあった。

25 【領収書等を徴し難かった支出の明細書と会計帳簿との突合】

会計帳簿に記載された支出のうち、領収書等のないものについて、領収書等を徴し難かった支出の明細書の「支出の目的」、「金額」及び「年月日」の各欄は、会計帳簿の記載と一致するか。

★ 領収書等があるものが記載されていた。

★ 徴し難い事情がないものを記載し、徴し難い事情があるものを記載していなかった。

★ 領収書等を徴し難かった支出の明細書の記載誤り（支出の目的、金額）があった。

(会計帳簿 (第13号様式))

2 支出簿

支出の項目		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
1 経常経費	⋮				
(2) 光熱水費	水道料	25,000	H26/1/6	〇〇市水道局	〇〇市…
	⋮				

※上記会計帳簿の記載内容は研修用に事務局が作成したものです。
(第15号様式)

領収書等を徴し難かった支出の明細書

支出の項目		金額	年月日	領収書を徴し難かった事情
項目	摘要			
光熱水費	水道料	25,000	H26. 1. 6	口座引き落としのため

政治団体の名称 ○○○○
会計責任者の氏名 △△ △△ ㊞

※上記徴難明細書の記載内容は研修用に事務局が作成したものです。

26 【振込明細書の確認】

振込明細書は、金融機関が作成した振込みの明細書であって当該支出の金額及び年月日を記載したものであるか。

★ 振込予定日が記載された書面を振込明細書としていた。

27 【振込明細書に係る支出目的書の記載事項】

支出の目的が記載されていない振込明細書があるときは、当該振込明細書に対応する振込明細書に係る支出目的書には、支出の目的が記載されているか。

28 【振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書と会計帳簿との突合】

会計帳簿に記載された支出のうち、領収書等がなく、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されないものについて、振込明細書の金額及び年月日並びに振込明細書に係る支出目的書の「支出の目的」欄又は支出の目的が記載された振込明細書の支出の目的は、会計帳簿の記載と一致するか。

★ 振込明細書に係る支出目的書の記載誤り（支出の目的）があった。

29 【領収書等を徴し難い事情】

「領収書等を徴し難い事情の具体例」以外の事由で領収書等を徴し難かった支出の明細書に記載しているものはあるか。

「領収書等を徴し難い事情」とは、事実上又は社会通念上、客観的に領収書等を徴することが困難な場合をいい、具体的には以下のような場合が考えられる。

- ・ 香典・祝儀
- ・ 物品の無償提供などの金銭以外の支出
- ・ バス・電車等の交通機関の利用や、自動販売機での購入
- ・ 振込みの方法による支出
- ・ 口座振替の利用

★ 領収書等の紛失を徴し難い事情としていた。

(銀行が発行する振込明細書の例)

AA銀行自動サービス ご利用明細			
取引区分	口座振替		
取引番号	取引店	端末番号	年月日
			26.10.16
銀行番号	支店番号	口座番号	
		取引金額	
		¥102,600	
手数料	残高		
¥108			
ご案内			
BB銀行△△支店			
当座 000000 カ)XXカク様			
〇〇〇〇様から			
AA銀行			

※上記振込明細書の記載内容は研修用に事務局が作成したものです。

(振込明細書に係る支出目的書の記載事項) (第16号様式)

振込明細書に係る支出目的書	
支出の目的	
項目	摘要
備品・消耗品費	パソコン購入代
政治団体の名称 〇〇〇〇	

※上記振込明細書に係る支出目的書の記載内容は研修用に事務局が作成したものです。

- 「領収書等を徴し難い事情の具体例」以外の事由で領収書等を徴し難かった支出の明細書に記載しているものがある場合は、政治資金監査チェックリスト35へ

⑤ 会計責任者等に対するヒアリング

【政治資金監査チェックリスト】

30 【会計処理方法】

会計処理方法について、会計責任者等に確認したか。

31 【支出項目の区分の分類】

会計帳簿の支出項目の区分の分類について、省令で定める分類基準に照らし、支出項目の区分の分類に誤りがないことの確認を会計責任者等に求めたか。

32 【領収書等の徴収漏れ又は亡失】

領収書等の徴収漏れ又は亡失により支出の状況の確認ができないもの（人件費以外の経費の支出に限る。）について、領収書等亡失等一覧表のとおり当該経費が支出されたことの確認を会計責任者等に求めたか。

33 【人件費】

領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない人件費で、賃金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類の存在しないものについて、その事情を聴取し、人件費が支出されたことの確認を会計責任者等に求めたか。

人件費を確認できる書類が存在しない場合は、その旨政治資金監査報告書において記載することとなる。

34 【高額領収書等のあて名】

高額領収書等のあて名に当該国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているものについて、これらの領収書等が当該国会議員関係政治団体あてに発行された領収書等であることの確認を会計責任者等に求めたか。

高額領収書等のあて名に当該国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているものについて、ヒアリングによっても当該国会議員関係政治団体あてに発行された領収書等であることが確認できない場合は、支出年月日、支出金額、領収書等のあて名に記載されていた名称等を政治資金監査報告書において記載することとなる。

35 【領収書等を徴し難い事情】

「領収書等を徴し難い事情の具体例」以外の事由で領収書等を徴し難かった支出の明細書に記載しているものについて、その事情を会計責任者等に確認したか。

「香典・祝儀」「金銭以外の支出」「バス・電車等の交通機関の利用や、自動販売機での購入」「振込みの方法による支出」「口座振替の利用」以外の理由が記載されていた場合はその内容について確認。

登録政治資金監査人は、会計責任者等に対するヒアリングにおいて、領収書等を徴し難い事情と合理的に判断できる場合には、認めることとして差し支えない。なお、ヒアリングにおいても判断がつかない場合は、政治資金適正化委員会に照会する。

36 【経常経費のあん分】

政治資金監査を行った現場の事務所が、当該国会議員関係政治団体の活動以外の活動にも使用されていると認められる場合における経常経費について、当該国会議員関係政治団体の活動に係る経常経費とそれ以外の経常経費とをどのようにあん分しているかを会計責任者等に確認したか。

37 【他の政治団体に対する支出】

他の政治団体に対する支出について、支出を受けた政治団体において適切な会計処理が行われていることの確認を会計責任者等に求めたか。

38 【公職選挙法に抵触する支出】

花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類する支出について、これらの支出に公職選挙法に抵触する支出が含まれていないことの確認を会計責任者等に求めたか。

(3) 政治資金監査報告書の作成のポイント

- ★ 「監査報告書」が「監査の概要」、「監査の結果」、「業務制限」で構成されていなかった。
- ★ 「監査の結果」が(1)～(4)の4項目で構成されていなかった。
- ★ (5)として任意の記載があった。

① 基本的な事項

【政治資金監査報告書チェックリスト】

- | | |
|--|---|
| 1 | 【日付】
登録政治資金監査人が自らの責任において政治資金監査が終了したと判断した日付が記載されているか。 |
| ★ 政治資金監査報告書の日付に記載されている年が適切でなかった。 | |
| 2 | 【国会議員関係政治団体の名称】
国会議員関係政治団体の正式名称が記載されているか。 |
| ★ 国会議員関係政治団体の名称が正式名称でなかった（略称又は不正確な記載）。 | |
| 3 | 【代表者の氏名】
国会議員関係政治団体の代表者の氏名が記載されているか。 |
| ★ 代表者の氏名が誤っていた（代表者以外の氏名が記載されていた）。 | |
| 4 | 【登録政治資金監査人の署名】
登録政治資金監査人の署名は、自署され、かつ自己の印が押されているか。 |
| ★ 登録政治資金監査人の署名が自署でない又は押印されていなかった。 | |
| 5 | 【登録番号】
登録番号が記載されているか。 |
| ★ 登録番号が誤っていた（土業の登録番号が記載されていた）。 | |
| 6 | 【研修修了年月日】
研修修了年月日が記載されているか。 |

(記載例)

政治資金監査報告書	
平成×年×月×日	1
〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名)	2
代表 〇〇 〇〇 殿	3
登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 印	4
登録番号 第××××号	5
研修修了年月日 平成×年×月×日	6
(以下略)	

(研修修了年月日の記載)

第9999号 登録政治資金監査人証票	
写	(氏名) 総務 太郎 昭和34年1月1日生
真	(登録番号) 第9999号 (法人又は事務所の名称) 総務省会計事務所 (所属事務所又は事務所の所在地) 東京都千代田区森が関 2-1-2
上記の者は、平成22年2月1日 登録政治資金監査人の登録を受けたことを証明する。 平成22年3月1日 金適正化委員会	

政治資金監査研修修了証書	
(氏名)	総務 太郎
(登録番号)	第9999号
上記の者は、政治資金規正法第19条の27第1項の規定による政治資金監査に関する研修を修了したことを証する。	
平成22年4月10日	政治資金適正化委員会 委員長 上田 廣

② 監査の概要

【政治資金監査報告書チェックリスト】

7 【定期分の根拠条文】

定期分の収支報告書について政治資金監査を行った場合は、「平成×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書」と記載されているか。

★ 定期分であるのに「法第17条第1項」と記載されていた。

8 【解散分の根拠条文】

政治団体が解散等したときに提出する収支報告書について政治資金監査を行った場合は、「平成×年に係る法第17条第1項に規定する収支報告書」と記載されているか。

★ 解散分であるのに「法第12条第1項」と記載されていた。

★ 7、8について

・ 監査対象期間について、旧記載例（平成×年×月×日から平成×年×月×日に係る）で記載されていた。

9 【政治資金監査対象書類】

政治資金監査対象書類は、「当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）」と記載されているか。

10 【登録政治資金監査人の責任】

登録政治資金監査人の責任において政治資金監査の結果を報告する書類は、「収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書」と記載されているか。

※9・10ともに、書類の記載については記載例のとおりすべての書類を列記すること。

11 【政治資金監査の実施場所】

政治資金監査を主たる事務所以外で行った場合は、具体的な場所と住所を併記し、その理由を明らかにした上で、実施場所を特定しているか。

★ 主たる事務所以外で実施した場合の理由、実施場所、住所が記載されていなかった。

(記載例)

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の平成×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※）において行った。

(※) 政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外としては、会計帳簿や領収書等の紛失等の事故を防止するための十分な措置が講じられ、かつ、会計責任者等に対するヒアリング等を通じて、経常経費を含む事務所の運営実態について確認することができることを条件として以下の場合が考えられる。

- ① 作業スペースの不足等やむを得ない事情により、円滑な政治資金監査の実施が困難であると登録政治資金監査人が判断した場合
- ② 同一の国会議員に係る複数の国会議員関係政治団体の政治資金監査を実施する場合において、政治資金監査の効率的な実施のため、特定の事務所等に収支報告書及び会計帳簿等の関係書類を集めた上で、政治資金監査を行うことが適当であると登録政治資金監査人が判断した場合
- ③ 解散により、政治資金監査を実施する時点において主たる事務所が存在しなくなった場合

(①の作業スペースの不足等やむを得ない事情の場合の記載例)

- (4) この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると〇〇〇〇（登録政治資金監査人名）が判断したため、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の従たる事務所（〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地）において行った。

7

8

9

10

11

③ 監査の結果

ア 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた場合

【政治資金監査報告書チェックリスト】

12 【(1) 保存対象書類】

会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）のうち、保存を確認した書類のみが記載されているか。

- ★ 保存されていた書類が記載されていなかった。
- ★ 保存されていない書類が記載されていた。
- ★ 保存書類を列挙せず「会計帳簿等の関係書類」と記載されていた。
- ★ 書類の名称が不正確であった（「徴難明細書」と略して記載されていた。）

13 【(3) 収支報告書の支出状況】

会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、収支報告書の支出状況を表示する書類のみが記載されているか。

- ★ (1) 及び (3) に記載される書類は同一となるべきであるが、異なる書類が記載されていた。

14 【(4) 領収書等を徴し難かった支出の明細書等】

領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、存在する書類のみが記載されているか。また、会計責任者において、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書を作成する必要がなかった場合は、「法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。」と記載されているか。

領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書が存在しなかった場合は、存在しなかった旨を記載すること。

- ★ 「領収書等を徴し難かった支出の明細書」及び「振込明細書に係る支出目的書」が存在しなかったため、(4) を削除していた。

記載例（１）

２ 監査の結果

私を実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。 12
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書（※）は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。 13
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。 14

（※）政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する収支報告書」とすること（記載例2～4に同じ。）。

イ 会計帳簿に記載不備がある場合

【政治資金監査報告書チェックリスト】

12 【(1) 保存対象書類】 (省略)

13 【(2) 会計帳簿に記載不備が見られた場合の記載】
支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日等のうち、
会計帳簿に記載不備があった事項が明記されているか。

※「会計帳簿には、〇〇の記載不備が一部に見られたものの」の「〇〇」には、会計帳簿の必要記載事項（支出を受けた者の氏名、住所、支出の目的、支出金額、支出年月日）のうち記載不備があった事項を記載すること。

★ **記載不備があった事項が具体的に記載されていなかった。**

14 【(3) 収支報告書の支出状況】 (省略)

15 【(4) 領収書等を徴し難かった支出の明細書等】 (省略)

記載例（２）

２ 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。 12
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、〇〇の記載不備が一部に見られたものの、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。 13
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書（※）は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。 14
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。 15

ウ 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出がある場合

【政治資金監査報告書チェックリスト】

12 【(1) 保存対象書類】 (省略)

13 【(3) 収支報告書の支出状況】 (省略)

14 【(4) 領収書等を徴し難かった支出の明細書等】 (省略)

15 【領収書等亡失等一覧表が作成されている場合の記載】
領収書等又は振込明細書が徴収漏れ又は亡失により存在せず、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されていない支出（人件費以外の経費の支出に限る。）が存在する場合は、記載例（3）に従って、（別記）が記載されているか。

- ★ 領収書等の亡失等があるにもかかわらず、領収書等亡失等一覧表が添付されていなかった。
- ★ （別記）に「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を添付した旨が記載されていた。

16 【支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費の記載】
領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない人件費で、貸金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類が存在しない場合は、記載例（3）に従って、（別記）が記載されているか。

17 【高額領収書等のあて名等に不備がある場合の記載】
収支報告書と併せて写しが提出される1件当たりの金額が1万円を超える支出（人件費以外の経費の支出に限る。）に係る領収書等について、あて名等が当該国会議員関係政治団体に対して発行されたものと認められないものがある場合は、記載例（3）に従って、（別記）が記載されているか。

記載例（３）

２ 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、（別記）を除き、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。 12
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。 13
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。 14

（別記）※

- (1) 別添の「領収書等亡失等一覧表」 15
- (2) 支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費（×件、計××××円） 16
- (3) 〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）に対して発行されたとは認められない名称が領収書等のあて名に記載されていると判断されるもの 17
（××月××日・××費・××××円）
・ 領収書等のあて名に記載されていた名称
〇〇〇〇〇〇

※（２）及び（３）については、該当するものがある場合に記載すること。記載例に加え、特に記載する必要があると判断した事項がある場合には、政治資金適正化委員会に照会すること。

エ 収支報告書に支出が計上されていない場合

【政治資金監査報告書チェックリスト】

12 【(1) 保存対象書類】

保存を確認した書類として、会計帳簿のみが記載されているか。

★ 支出がないのに会計帳簿以外の書類などが記載されていた。

13 【(3) 収支報告書の支出状況】

収支報告書に、支出が計上されていない状況を表示する書類として会計帳簿のみが記載されているか。

★ 支出がないのに会計帳簿以外の書類などが記載されていた。

14 【(4) 領収書等を徴し難かった支出の明細書等】

領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった旨が記載されているか。

★ 支出がないのに領収書等を徴し難かった支出の明細書等が記載されていた。

記載例（４）

２ 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。

12

なお、政治資金監査の対象期間においては、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。

13

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

14

オ 業務制限

【政治資金監査報告書チェックリスト】

15 【業務制限】

記載例に従って業務制限について記載されているか。

★ 使用人等が業務制限に該当しない旨を明記せずに、「(国会議員
関係政治団体名) と私達との間には」と記載されていた。

(記載例)

3 業務制限

〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上

15

※政治資金監査の業務を補助した使用人等がなかった場合には、「また」以下の記載は不要。

SECRET
NO FORN DISSEM

... ..
... ..
... ..



5 演習問題

5 演習問題

問1 次のうち、領収書等に該当するものはどれでしょうか。

- ① 無償提供をした者に対して交付した受領証の控え
- ② 割引クーポン部分を切り離したレシート
- ③ クレジットカードの月次利用明細書

問2 会計帳簿の支出の状況の確認について正しいものを選んでください。

- ① 会計帳簿の記載中1件1万円を超える支出について確認した。
- ② 領収書等に支出の目的の記載がなかったので、領収書等に記載されていた支出を受けた者の氏名から整合性を確認した。
- ③ 領収書等の写しと突合した。

問3 人件費の確認について、正しいものを選んでください。

- ① 支出の状況が確認できる書類が存在しなかったため、領収書等亡失等一覧表の作成を求め、当該亡失等一覧表にて確認をした。
- ② 振込みの方法による支出で、政治団体が徴難明細書を作成していたため、当該徴難明細書で確認をした。
- ③ 領収書等も振込明細書もなかったため、賃金台帳により確認をした。

問4 会計帳簿の住所の記載について、政治資金監査で記載不備とするものを選んでください。

- ① 個人タクシー代について「住所不明」と記載してあり、領収書等を見ても支出を受けた者の記載はなかった。
- ② 2,160円の書籍代について、領収書等に支出を受けた者の住所の記載がなかったが、高額領収書ではないため、会計帳簿の住所を空欄としていた。
- ③ ガス料金について「住所は別添書面に記載」と記載してあり、領収書等を見ても支出を受けた者の住所の記載はなかったが、具体的な住所が記載された当該支出に係る請求書が会計帳簿と併せて保存されていた。

問5 支出目的が記載されていない振込明細書の取扱いについて、正しいものを選んでください。

- ① 会計責任者が当該振込明細書の余白に支出の目的を追記したため、その支出の目的が追記された振込明細書の写しにより確認をした。
- ② 支出の目的が記載されている当該振込みに係る請求書と併せて確認した。
- ③ 不備のある振込明細書であるから領収書等亡失等一覧表への記載を求めた。

問6 登録政治資金監査の使用人について、誤っているものを選んでください。

- ① 使用人が監査に携わる場合は、政治資金監査に関する研修を受講する必要がある。
- ② 会計責任者に対するヒアリングは、使用人のみで行ってはならない。
- ③ 領収書等の突合作業は使用人が行っても差し支えない。

(事例演習) 次の書類は国会議員関係政治団体である総務太郎政治経済研究会(代表: 総務太郎)の平成27年に係る政治資金監査において同団体から確認のため提出された書類(備品・消耗品費に係るもののみですべて)及び登録政治資金監査人適正花子が作成した通常分の政治資金監査報告書(平成28年5月提出)です。

これらの書類について確認を行い、記載不備などがあれば指摘してください。

会計帳簿と突合すべき書類(編纂順)

領収書①

領 収 書	
	NO. 111111 平成27年11月18日
総務太郎政治経済研究会様	
★ 2,233-	収入印紙
但	
上記正に領収いたしました	
	△△書店 〇〇市△△-1-3

領収書②

領 収 書	
	NO. 999999 平成27年8月25日
総務太郎政治経済研究会様	
★ 10,000-	収入印紙
但 デジタルカメラ代	
上記正に領収いたしました	
	(株)××電気

振込明細書

BB銀行自動サービス
ご利用明細

取引区分	口座振替		
取引番号	取引店	端末番号	年月日
			27.10.16
銀行番号	支店番号	口座番号	
		取引金額	
		¥102,600	
手数料	残高		
¥108			
ご案内			
BB銀行△△支店			
当座 000000 カ)XXカマ様			
〇〇〇〇様から			

BB銀行

徴難明細書

領収書等を徴し難かった支出の明細書

支出の目的		金額	年月日	領収書等を徴し難かった事情
項目	摘要			
備品・消耗品費	事務用品	6,800	平成27年10月12日	領収書を紛失したため

政治団体の名称 総務太郎政治経済研究会
会計責任者の氏名 適正花子 ㊞

会計帳簿

2 支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
1 経常経費					
(3) 備品・消耗品費					
	デジタルカメラ代	10,000	8月25日	㈱××電気	〇〇市××4-3-2
	封筒代	6,800	10月12日	□□事務器	〇〇市□□6-2-5
	パソコン代	102,600	10月16日	㈱××カメラ	
	振込手数料	108	10月16日	B B銀行△△支店	〇〇市△△5-4-1
	書籍代	2,323	11月18日	△△書店	〇〇市△△1-1-3
	机代	33,686	12月23日	□□事務器	〇〇市□□6-2-5
	合計	155,517			

収支報告書

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支節に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費			
(2) 光 熱 水 費			
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	155,517		
(4) 事 務 所 費			
小 計	155,517	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費			
(2) 選 挙 関 係 費			
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費	0	0	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費			
イ 宣 伝 事 業 費			
ウ 政 治 資 金 パーティ開催事業費			
エ そ の 他 の 事 業 費			
(4) 調 査 研 究 費			
(5) 寄 附 ・ 交 付 金			
(6) そ の 他 の 経 費			
小 計	0	0	
合 計	155,517		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。） の内訳		項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
デジタルカメラ代	10,000	平成27年8月25日	株××電気	〇〇市××4-3-2	
パソコン代	102,600	平成27年10月16日	株××カメラ		
机代	33,686	平成27年12月23日	□□事務器	〇〇市□□6-2-5	
その他の支出	9,231				
合 計	155,517				

政治資金監査報告書

平成27年5月10日

総務太郎研究会
代表 総務太郎 殿

登録政治資金監査人 監査 四郎 ⑩
登録番号 第 ×××× 号
研修修了年月日 平成22年2月×日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、総務太郎研究会の平成27年1月1日から平成27年12月31日に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、総務太郎研究会の従たる事務所において行った。

2 監査の結果

私を実施した政治資金監査の結果は、(別記)を除き、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、一部を除き当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(別記)

別添の「領収書等亡失等一覧表」

3 業務制限

総務太郎研究会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

4 その他

私は、平成22年2月×日に政治資金監査に関する研修を修了し、当該研修に基づいて、書面監査及びヒアリングを実施し、本政治資金監査報告書を作成した。

(別添)

領収書等亡失等一覧表

支出の目的		金額	年月日	備考	
項	目摘要				
1 経常経費					
(3)備品・消耗品費	事務用品	33,686	平成27年12月23日		

【演習問題解説】

問1 領収書等に該当するもの

(Q & A V-11・V-17、研修テキスト P. 54)

(解答) ②

(解説)

- ① 無償提供をした者に対し、国会議員関係政治団体が交付した受領証の控えは、支出を受けた者が作成した書類ではなく、領収書等の代わりとすることはできない。
- ② レシートの下部に印刷されている商品の宣伝や割引クーポンは、支出の内容に関係のない部分であるため、切り離されていても、領収書等の3事項を備えているのであれば、領収書等として取り扱って差し支えない。
- ③ クレジットカードの月次利用明細書は、一般的に口座振替予定額の通知であり、支出を証していないことから、法の規定上の領収書等には該当しない。

問2 会計帳簿の支出の状況の確認 (研修テキスト P. 40、P. 42、P. 53)

(解答) ②

(解説)

- ① 政治資金監査は一定数を抽出するのではなく、全数を調査しなければならない。したがって、1件1万円を超える支出のみを確認するのは誤りである。
- ② 支出の目的が記載されていないなど、必要記載事項の記載不備がある領収書等に係る支出については、発行者情報を含む当該領収書等の記載事項と当該支出に係る会計帳簿の記載事項が整合的であるかどうかを確認することとしている。
- ③ 収支報告書及び会計帳簿等の関係書類について、その現物を確認しなければならないこととされており、領収書等も写しではなく現物を確認しなければならない。

問3 人件費の確認（研修テキスト P. 50、P. 55）

（解答）③

（解説）

- ① 領収書等亡失等一覧表は人件費以外の経費の支出に限るとされており、人件費は記載すべき支出から除かれている。
- ② 人件費については、会計帳簿と領収書等又は会計帳簿と振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書との突合により支出の状況を確認することとされている。
- ③ ②の書類で支出の状況が確認できない場合には、賃金台帳、源泉徴収簿等により支出の状況を確認することとされている。

問4 会計帳簿の住所の記載（研修テキスト P. 57）

（解答）②

（解説）

- ① 個人タクシーに係る支出など住所の特定が困難な場合には、住所不明である旨又は一部を省略した住所を記載することはやむを得ないとしている。
- ② 政治資金規正法第9条第1項第2号において、会計帳簿にはすべての支出について支出を受けた者の住所が記載されていることが必要であり、この取扱いは領収書等の金額によって異なるものではない。
なお、政治資金監査人の指摘を受け、政治資金監査が終了するまでの間に、会計責任者が当該指摘事項の補正を行った場合には、政治資金監査報告書において指摘する必要はない。
- ③ 住所は別添書面に記載としてあり、具体的な住所が記載された書面が会計帳簿と併せて保存されている場合には、当該書面により支出を受けた者の住所が確認できたときは、政治資金監査においては記載不備とは扱わない。ただし、法の規定上、会計帳簿の備考欄には、すべての支出について、当該支出を受けた者の住所が記載されていることが必要であるため、別添の書面に記載のある場合であっても、当該支出を受けた者の住所を会計帳簿の備考欄に転記するよう指摘していただきたい。

問5 支出目的が記載されていない振込明細書の取扱い
(研修テキストP.61)

(解答) ①

(解説)

- ① 政治資金規正法上、振込明細書に支出の目的が記載されていない場合は、当該振込明細書に係る支出目的書を作成することとされている。ただし、会計責任者が振込明細書の余白に「支出の目的」を追記した場合は、当該振込明細書の写しは「支出の目的を記載した書面」となり、改めて支出目的書の作成を求める必要はない。
- ② 振込明細書は領収書等ではないため、請求書の記載事項と併せて確認することはできない。
- ③ 支出目的が記載されていない場合は、支出目的書の作成を求めることが適当であり、また、振込による支出は領収書を徴し難い事情にも該当し得るため、ただちに領収書等亡失等一覧表の作成を求めるものではない。

問6 登録政治資金監査の使用人 (Q & A IV-11・IV-12)

(解答) ①

(解説)

- ① 使用人とは、登録政治資金監査人の指揮・監督の下、政治資金監査業務に従事する者をいい、雇用契約の有無を含め、その他の特段の条件、資格を要するものではない。
- ② 会計責任者に対するヒアリングは必ず登録政治資金監査人が行わなければならない。
- ③ 領収書の突合作業は使用人が行っても差し支えない。

(事例演習) 次の書類について記載不備等があれば指摘してください。

(解説)

領収書等について、年月日順(②→①)に分類・整理して編纂するよう助言

①書籍の購入に係る領収書

領 収 書
NO. 11111
平成27年11月
総務太郎政治経済研究会様
★ 2,233-
但
上記正に領収いたしました
△△書店

【支出の目的の記載不備あり】

次のいずれかの方法で対応する
①再発行又は発行者において追記してもらう
②発行者情報から支出の目的が整合的であるかどうかを確認
③当該支出に係る請求書、見積書等を会計責任者から示された場合は領収書と併せて確認

②デジタルカメラの購入に係る領収書

領 収 書
NO. 999999
平成27年8月25日
総務太郎政治経済研究会様
★ 10,000-
但 デジタルカメラ代
上記正に領収いたしました
(株)××電気

支出を受けた者の住所が未記載

支出を受けた者の住所は領収書の必要記載事項ではない

支出を受けた者の氏名及び住所は領収書の必要記載事項ではないが会計帳簿の記載事項であることに注意

振込明細書

支出の目的が記載されていない振込明細書があるときは振込明細書に係る支出目的書で支出の目的を確認する

BB銀行自動サービス
ご利用明細

取引区分	口座振替		
取引番号	取引店	端末番号	年月日
			27.10.16
銀行番号	支店番号	口座番号	
		取引金額	
		¥102,600	
手数料	残高		
ご案内	BB △△支店		
当座	000 カ)XXカ)様		
	0000様から		

BB銀行

振込明細書に係る支出目的書

支出の目的	
項目	摘要
備品・消耗品費	パソコン代

政治団体の名称 総務太郎政治経済研究会

振込明細書に支出の目的が記載されている場合又は会計責任者が支出の目的を追記した場合は、支出目的書の作成不要

徴難明細書

政治団体会計

領収書等を徴し難かった支出の明細書

支出の目的		金額	年月日	領収書等を徴し難かった事情
項目	摘要			
備品・消耗品費	事務用品	6,800	平成27年10月12日	領収書を紛失したため

領収書等の紛失は徴難事由には該当しない

政治団体の名称 総務太郎政治経済研究会
 会計責任者の氏名 滴正花子 (印)

領収書等亡失等一覧表の作成を求める

※今回のケースでは徴難明細書の作成は不要となったが、徴難事由に該当する支出があった場合、支出の目的は会計帳簿に基づいて記載する必要があることに注意

誤「事務用品」→正「封筒代」

会計帳簿

会計帳簿に必要記載事項の記載不備がある場合は、その旨を会計責任者に指摘すること

支出年月日（年が未記載）の記載不備

2 支出簿

支出の目的		金額	年 日	支出を受け た者の氏名	備 考
項 目	摘 要				
1 経常経費					
(3) 備品・消耗品費					
	デジタルカメラ代	10,000	8月25日	㈱××電気	〇〇市××4-3-2
	封筒代	6,800	10月12日	□□事務器	〇〇市□□6-2-5
	パソコン代	102,600	10月16日	㈱××カメラ	
	振込手数料	108	10月16日	B B銀行△△支店	〇〇市△△ 4-1
	書籍代	2,323	11月18日	△△書店	〇〇市△△ 1-3
	机代	686	12月23日	□□事務器	〇〇市□□ 2-5
	合計	155,517			

書籍代の転記ミス
誤 2,323 → 正 2,233
合計額も修正
誤 155,517 → 正 155,427

住所の記載不備

収支報告書

その③

② 支出項目別金額の内訳

項 目	金 額	備 考	
		1. 備品・消耗品費	2. その他
1. 備品・消耗品費			
1) 人件費			
2) 光熱費			
3) 備品・消耗品費	155,517		
4) 委託費			
小 計	155,517	0	
2. その他			
1) 経費前払金			
2) 経費後払金			
3) 関係経路の旅行等の経費		0	0
ア 関係経路の旅行等経費			
イ 運賃等経費			
ウ 宿泊費等			
エ その他			
4) 経理用費			
5) 委託・受付け金			
6) その他			
小 計		0	0
合 計	155,517		

備品・消耗品費、小計及び合計の修正
誤 155,517→正 155,427

その④

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳		項目別区分			3. 備品・消耗品費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考	
デジタルカメラ代	10,000	平成27年8月25日	株××電気	〇〇市××4-3-2		
パソコン代	102,600	平成27年10月16日	株××カメラ			
机代	33,686	平成27年12月23日	〇〇事務器	〇〇市〇〇6-2-5		
その他の支出	9,231					
合 計	155,517					

1件1万円以下のデジカメ代は「その他の支出」へ

住所の未記載
会計帳簿に記載された場合は収
支報告書にも転記

その他の支出の修正 (会計帳簿の記載ミスも反映)
誤 9,231→正 19,141
合計額も修正
誤 155,517→正 155,427

※正しい記載に修正してあります。

団体名は正式名称で

政治資金監査

27年分監査は28年に実施

平成28年5月10日

総務太郎政治経済研究会

代表 総務太郎 殿

登録政治資金監査人 監査 四郎 ⑩

登録番号 第 ×××× 号

研修修了年月日 平成22年2月×日

監査対象年を記載

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 9 条の13第1項の規定に基づき、総務太郎政治経済研究会の平成27年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査

より政治資金適正化

指針」（以下「政治資

(3) 私の責任は、外部

の会計責任者の作成

に係る会計帳簿、明細書、

領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明

細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書

について、政治資

金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告すること

にある。

(4) この政治資金監査は総務太郎政治経済研究会の主たる事務所の作業

スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると監査

四郎が判断したため、総務太郎政治経済研究会の従たる事務所（〇〇

県〇〇市〇〇町〇〇番地）において行った。

「明細書」及び「振込明細書に係る支出目的書」

→ 保存の有無に関わらず政治資金監査の対象となる

書類を記載するものであるため削除する必要

はない

従たる事務所で実施した理由及び住所を記載する必要

記載不備の項目が未記載

なお、政治資金監査が終了するまでの間に会計帳簿の記載不備について補正が行われた場合は記載不要

監査の結果では保存が確認できた書類のみを記載
「領収書等を徴し難かった支出の明細書」

→削除

「振込明細書に係る支出目的書」

→追加

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査である。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、 振込明細書及び

振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿 ○○の記載不備が一部に見られたものの、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等、 振込明細書及び 振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

(別記)

別添の「領収書等亡失等一覧表」

(4) の記載漏れ

3 業務制限

団体名は正式名称で

総務太郎政治経済研究会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

「4 その他」の記述は削除
政治資金監査報告書は政治資金規正法施行規則第16条により様式が定められており(第29号様式)、「1 監査の概要」、「2 監査の結果」、「3 業務制限」以外の記載はできない。

※政治資金監査の業務を補助した使用人等がいた場合は、「また、総務太郎政治経済研究会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。」旨を記載することが望ましい。

領収書等亡失等一覧表

(別添)

領収書等亡失等一覧表

支出の目的		金額	年月日	
項目	摘要			
1 経常経費				
(3) 備品・消耗品費				
	封筒代	6,800	平成27年10月12日	
	机代	33,686	平成27年12月23日	<input type="checkbox"/> 事務器 <input type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 6-2-5

領収書の紛失であることから
領収書等亡失等一覧表に記載

支出の目的は会計帳簿に基づいて記載

支出を受けた者の氏名及び住所が未記載
1件1万円を超える支出については支出を受けた者の氏名及び住所を記載する

在推行時請予留意

如有任何查詢

請向本局查詢

6 參考資料

6 参考資料

(1) 平成26年分政治資金収支報告の概要

① 収支報告書の提出状況

総務大臣届出分 + 都道府県選管届出分

区 分			届出団体数 A	提出団体数 B	提出率 B/A(%)
政 党 等	政 党	平成26年	9,068	8,845	97.5
		平成25年	8,972	8,755	97.6
	政 党 本 部	平成26年	13	13	100.0
		平成25年	12	12	100.0
	政 党 支 部	平成26年	9,055	8,832	97.5
		平成25年	8,960	8,743	97.6
	うち国会議員 関係政治団体	平成26年	1,211	1,190	98.3
		平成25年	1,269	1,246	98.2
	政治資金団体	平成26年	3	3	100.0
		平成25年	4	4	100.0
政党等 小 計	平成26年	9,071	8,848	97.5	
	平成25年	8,976	8,759	97.6	
その他の政治団体	平成26年	54,154	50,539	93.3	
	平成25年	53,858	50,343	93.5	
	うち国会議員 関係政治団体	平成26年	2,115	2,017	95.4
		平成25年	2,420	2,309	95.4
合 計	平成26年	63,225	59,387	93.9	
	平成25年	62,834	59,102	94.1	
	うち国会議員 関係政治団体	平成26年	3,326	3,207	96.4
		平成25年	3,689	3,555	96.4

(注)「届出団体」とは、収支報告書提出義務団体であり、当該年中に解散した団体も含まれる。

② 全体の収支の概況

【収入】提出団体に係る収入総額	652億円
1提出団体あたりの支出額	約2,034万円
【支出】提出団体に係る支出総額	424億円
1提出団体あたりの支出額	約1,323万円

(2) 平成26年分収支報告に係る政治資金監査報告書の概要

① 政治資金監査の結果（概要）

ア 総務大臣及び都道府県選挙管理委員会に提出された平成26年分収支報告に係る政治資金監査報告書において、「政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた」とされた国会議員関係政治団体の割合は全体で増加。

	H24年分	H25年分	H26年分
・総務大臣分	96.5%	→ 95.8%	→ 96.6%
・都道府県選管分	96.5%	→ 97.6%	→ 98.1%
合計	96.5%	→ 97.1%	→ 97.7%

イ 引き続き、政治資金監査の適確な実施を通じ、政治資金に関する収支報告の適正の確保と透明性の向上に寄与。

<総務大臣分>

区 分	調査団体数	割 合
(1) 政治資金監査の対象となった事項について すべて確認できたもの	734	96.6%
(2) 会計帳簿に記載不備があったもの	4	0.5%
(3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支 出があったもの	20	2.6%
(4) (2)及び(3)が複合したもの	2	0.3%
計	760	100.0%

<都道府県選挙管理委員会分>

区 分	調査団体数	割 合
(1) 政治資金監査の対象となった事項について すべて確認できたもの	2, 2 8 7	9 8 . 1 %
(2) 会計帳簿に記載不備があったもの	6	0 . 2 %
(3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支 出があったもの	3 9	1 . 7 %
(4) (2)及び(3)が複合したもの	0	0 . 0 %
計	2, 3 3 2	1 0 0 . 0 %

(参考)

<総務大臣分+都道府県選挙管理委員会分>

区 分	調査団体数	割 合
(1) 政治資金監査の対象となった事項について すべて確認できたもの	3, 0 2 1	9 7 . 7 %
(2) 会計帳簿に記載不備があったもの	1 0	0 . 3 %
(3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支 出があったもの	5 9	1 . 9 %
(4) (2)及び(3)が複合したもの	2	0 . 1 %
計	3, 0 9 2	1 0 0 . 0 %

② 政治資金監査報告書の記載状況等

ア 総務大臣及び都道府県選挙管理委員会に提出された平成26年分収支報告に係る政治資金監査報告書において、一部ではあるが、その記載内容等について、政治資金監査マニュアルに規定された記載例から逸脱等したものが見られた。

(具体例)

- ・ 主たる事務所以外で政治資金監査を実施した場合に、その理由や住所が明記されていないもの。
- ・ 解散等をした団体に係る収支報告書の提出根拠となる規定が誤っていたもの。
- ・ 政治資金監査の対象となる書類をすべて列記していなかったり、保存されていることを確認した書類を正確に記載していないもの。

イ また、都道府県選挙管理委員会からは、個別の登録政治資金監査人に対する指導の徹底などの意見が寄せられているところ。

ウ そのため、当委員会として、政治資金監査報告書の記載状況等の改善を図るために、政治資金監査の質の向上を目的とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の取組を進めていくとともに、フォローアップ研修に関して、今回の調査結果等を踏まえた研修内容の充実等に取り組むこととする。

(3) 会計帳簿・収支報告書作成ソフト

政治団体の会計責任者は、会計帳簿（収入簿、支出簿及び運用簿）を備え、これに当該政治団体のすべての収入及び支出を記載しなければならないとされています（政治資金規正法第9条第1項）。

総務省では、日々の会計データを入力することにより、電子データで会計帳簿を作成するとともに、それをもとに自動的に収支報告書を作成できる会計帳簿・収支報告書作成ソフトをホームページ上で提供しています。

会計帳簿・収支報告書作成ソフトの金額の小計・合計の自動計算機能や収支報告書の自動作成機能などを利用することにより、単純な計算誤りや転記ミスを防ぐことができます。

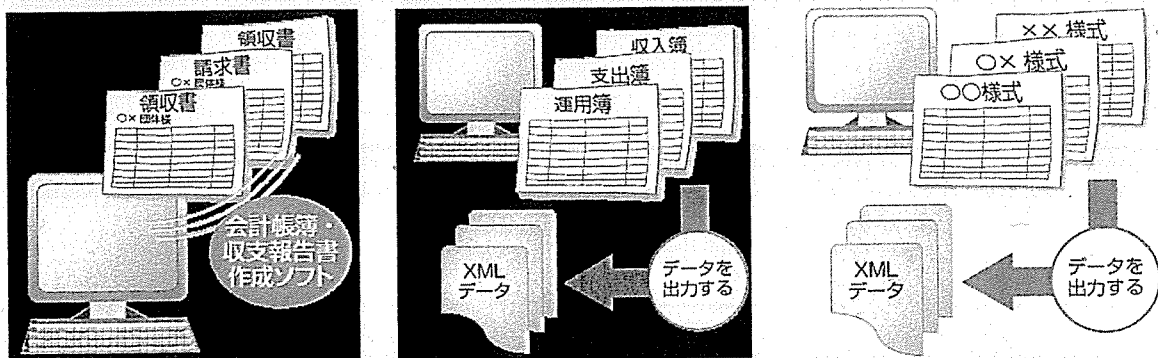
① 会計帳簿作成ソフト

会計帳簿作成ソフトは、会計帳簿・収支報告書作成ソフトのメインとなるソフトです。

会計帳簿作成ソフトでは、会計帳簿（収入簿、支出簿、及び運用簿）に日々の収入、支出、金銭などの運用に関するデータなどを入力することにより、通年の会計管理をすることができます。また、収支報告書作成ソフトと連携し、1年間の会計帳簿データをもとに収支報告書を自動作成することもできます。

② 収支報告書作成ソフト

収支報告書作成ソフトは会計帳簿・収支報告書作成ソフトに付属するソフトです。収支報告書の自動作成を実行すると会計帳簿作成ソフトから収支報告書作成ソフトが自動的に起動され、収支報告書が作成された状態になり、収支報告書作成ソフトの機能を利用できるようになります。




なお、会計帳簿・収支報告書作成ソフトにより作成した収支報告書の提出は、政治資金関係申請・届出オンラインシステムにより、インターネットを利用して行うことも可能です。

- 会計帳簿・収支報告書作成ソフトダウンロードページ
<https://kyoudou.soumu.go.jp/kyoudou/Main?vc=GK020101>


政治資金関係申請・届出オンラインシステム



 ログイン

 新着情報

 利用案内

 ダウンロード

ダウンロード

利用者申請書 (ID・パスワード方式用)

政治資金関係申請・届出オンラインシステムの利用申請書をダウンロードしてください。(申請書による手続き (ID・パスワード方式) のみ)
 詳しくはこちらをクリック

新規利用者登録申請書の
ダウンロードはこちら

政治資金関係申請・届出オンラインシステムを新規に利用される方は
 こちらから利用者登録申請書をダウンロードしてください。

ソフトウェア

● 収支報告書を作成するソフトウェア

会計帳簿・収支報告書作成ソフトとは？

日々の会計データを入力することにより、電子データで会計帳簿を作成するとともに、それをもとに自動的に収支報告書等を作成できるソフトです。

また、補助簿機能をご利用いただくことで、会計帳簿の入力が簡易化できます。

補助簿機能など「会計帳簿・収支報告書作成ソフトの特色」については [こちらをクリック](#)

ソフトウェア及び操作マニュアルは、こちらよりダウンロードしてください。

会計帳簿・収支報告書
作成ソフト

<操作マニュアル>

<データ入力早わかりガイド>

<利用フロー>

収支報告書作成ソフト
(準受用)

<操作マニュアル>

<利用フロー>

「会計帳簿・収支報告書作成ソフト」は
 こちらからダウンロードできます。

(政治資金監査報告書の電子署名)

国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書及び政治資金監査報告書の電子申請による提出に努めるよう定められています(政治資金規正法第 19 条の 15)。

登録政治資金監査人は、国会議員関係政治団体から政治資金監査報告書の電子データによる作成の依頼があった場合は、政治資金監査報告書に電子署名を付与し、メール等で送ることが可能となっています。

以下は、登録政治資金監査人が「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」を利用して政治資金監査報告書の電子データに電子署名を付与するための操作方法です。

政治資金関係申請・届出オンラインシステム操作マニュアル
2章 準備する

2.3.2 添付書類に電子署名を付与する

添付書類への電子署名は、「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」ホームページの「添付書類署名」の操作で付与することができます。

この操作は政治資金関係申請・届出オンラインシステムにログインする必要がありませんので、利用資格のない方でも添付書類に電子署名を付与することができます。

添付書類に電子署名を付与する操作手順

- 1 電子署名する添付書類のファイルを、パソコン内のわかりやすい場所にコピーします。
補足 「添付書類」のような名称でフォルダ⁵を作成し、その中にコピーしておくことをお勧めします。また、署名を付与する前のオリジナルファイルは、万が一のデータ消失などに備えて大切に保管してください。
- 2 メインメニューで「添付書類署名」をクリックします。

政治資金関係申請・届出オンラインシステム

添付書類署名

政治資金関係申請・届出オンラインシステム

添付書類のアップロード

電子署名のアップロード

- 3 政治資金監査報告書のファイルデータを選択します。

- 4 完成したファイルをメール等で会計責任者に送ります。

電子署名には、以下を事前に準備していただく必要があります。

- ・公的個人認証サービスに対応するICカードリーダーライター
- ・住基カード、個人番号カード又は税理士用電子証明書(オレンジ色のICカード)

詳細につきましては、政治資金適正化委員会事務局にお問い合わせください(電話番号:03-5253-5598)

(4) 政治資金適正化委員会ホームページ

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/seiji_tekisei/seiji_tekisei.htm)



総務省トップ > 組織案内 > 審議会・委員会・会議等 > 政治資金適正化委員会

- 政治資金適正化委員会**
- 概要
 - 委員名簿
 - 会議資料
 - 規程等
 - 政治資金監査マニュアル
(政治資金監査に関する具体的な指針)
 - 政治資金監査チェックリスト
 - 政治資金監査報告書の記載例・チェックリスト
 - 政治資金監査に関するQ&A
 - 政治資金適正化委員会による見解一覧
 - 登録政治資金監査人の登録・変更等について
(申請書類)
 - 政治資金監査に関する研修について
 - 政治資金監査業務に関するフォローアップ研修について
 - 登録政治資金監査人の登録一覧
 - 少額領収書等の写しの開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合の具体的な指針について
 - 政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ
 - なるほど！政治資金(政治資金制度の紹介ページ)
 - 国会議員関係政治団体の収支報告の手引
 - 総務大臣届出分の政治資金収支報告書
 - 現職国会議員の国会議員関係政治団体名簿

概要

政治資金監査に役立つチェックリストやQ&Aなど

新着情報

- 2016年2月12日 平成28年度第5回政治資金適正化委員会
- 2015年2月12日 平成27年度第4回政治資金適正化委員会
- 2015年10月13日 平成27年度第3回政治資金適正化委員会
- 2015年7月28日 平成27年度第2回政治資金適正化委員会
- 2015年5月26日 平成27年度第1回政治資金適正化委員会

政治資金監査に係る最新情報はこちら

登録政治資金監査人の皆様へのお知らせ

- 2016年3月1日 平成28年度の政治資金監査申請に関するフォローアップ研修の開催概要及び日程等を掲載し、募集を開始しました。
- 2016年3月1日 平成28年度の政治資金監査に関する研修(集合研修)の日程等を掲載し、募集を開始しました。
- 2016年2月15日 平成27年度第5回政治資金適正化委員会において、平成27年分の収支報告書(定額分)に係る政治資金監査を対象とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の取組における補助項目以外に関する報告の取組が決定されました。
- 2016年1月21日 平成27年度の政治資金監査に関する研修(集合研修)に関し、大阪市(028-2235)に追加しました。

登録政治資金監査人の登録内容に変更等がある場合はこちら

設置根拠

政治資金規正法第19条の29

所掌事務

政治資金規正法第19条の30

委員

- 人数：5人(政治資金規正法第19条の29)
- 選任：学識経験のある者のうち1名(同29)
- 任期：3年(政治資金規正法第19条の30)
- 委員長：委員の互選によって選出される(同29)
- 委員名簿

「会計帳簿・収支報告書作成ソフトのダウンロード」及び「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」へは、こちらからも入れます。

事務局

政治資金適正化委員会事務局(政治資金規正法第19条の36)

なるほど！政治資金はこちらをクリック

国会議員関係政治団体の収支報告の手引はこちらをクリック

総務大臣届出分の政治資金収支報告書はこちらをクリック

現職国会議員の国会議員関係政治団体名簿はこちらをクリック

※「なるほど！政治資金」は、政治資金制度を紹介するページです。

行政院農業委員會公告

公告

中華民國九十年五月五日

中華民國九十年五月五日

中華民國九十年五月五日

中華民國九十年五月五日

中華民國九十年五月五日

中華民國九十年五月五日

中華民國九十年五月五日

中華民國九十年五月五日

中華民國九十年五月五日

中華民國九十年五月五日

中華民國九十年五月五日

中華民國九十年五月五日

中華民國九十年五月五日

中華民國九十年五月五日

中華民國九十年五月五日

中華民國九十年五月五日

中華民國九十年五月五日

中華民國九十年五月五日

中華民國九十年五月五日

中華民國九十年五月五日

中華民國九十年五月五日

中華民國九十年五月五日

中華民國九十年五月五日

中華民國九十年五月五日

中華民國九十年五月五日

中華民國九十年五月五日

中華民國九十年五月五日

中華民國九十年五月五日

中華民國九十年五月五日

中華民國九十年五月五日

中華民國九十年五月五日

中華民國九十年五月五日

ご清聴
ありがとうございました

